

(栗塚報告委員) ソレハアツテモ宜シイ

(村田委員) 性質ヲ明示スルガ宜シイ

(西委員) 之ニト云フ方ガ照應ガ宜シイ

(松岡委員) スル事ヲ要スト云フトスル前ノ様ダナ

(栗塚報告委員) 成程、何方等デモ宜シイ

(南部委員) デハ、之ニト云フガ宜シイ様デス

(箕作委員) スルト明確ニ付與スルトシテ一二三八關ルカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 三ハアツテモ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 三ハ元來起案者ノ意デモ原案ノ通りデモ三ハイ

ラヌ何ゼナレバ賣主ノ與ヘタトキハ賣主解約スル双方カラ與ヘタ

ナレバ双方カラ解約ガ出來ルト云フ旨意デアリマス

(箕作委員) 今ノ旨意ハ殘念ト思フノハ即時ノ賣買ハ可キトノ

解約ノ方法ニナラント云フ裏ヲ審タカ當リ前、即時ノ賣買デハ手
附金ハ解約ノ方法ニナルノダ

(栗塚報告委員) 前條デハ解約デナイ前條ノ旨意ハ附金トシテ居
ル即時ノ賣買丈ケハ解約ノ方法デ豫約ノトキハ過意金ト云フ説明
シデアリマス

(箕作委員) ソレニシテモ解約ニアルノデハナイ、斯ウシナケレ
バ解約ニナラント云フヲ圖ヒタイガ殘念ナガラ仕方ガナイ

(南部委員) 利益ノ爲メノミトヤツテハ如何

(委員長) トキニ之ヲ與タモノ、爲メノミトデモ入レルカ

(箕作委員) ソレナレバ幾ラカ宜シイ

(栗塚報告委員) 爲メノミト解釋スルノ方法ト致シマシヨウ

(松岡委員) 相手方ハ云ハレヌト云フニ聞エル

(箕作委員) ソウナル

(粟飯報告委員) ソレカラ契約ハ双方又ハ地方ノ云々執レノ方ヨ
リモ爲ス事ヲ得ズトアル、又執レノ方ヨリモハ制リマス

(委員長) 宜ケレバソレデ先ヘヤリマシヨウ
本條ハ左ノ如ク修正ス

第六百六十七條即時ノ賣買ニ於テハ手附ハ之ヲ與ヘタルモ
ノ小利益ノ爲ノノミ解約スルノ方法ト爲ル但買主ノ與ヘタ
ル手附ガ金圓ナルトキハ之ニ解約ノ性質ヲ明確ニ付與スル
事ヲ要ス

契約カ全部又ハ一分ニ付キ履行セラレタルトキハ解約ハ如
何ナル場合ニ於テモ之ヲ爲ス事ヲ得ス

○第六百六十八條朗讀ス
第六百六十八條 若シ賣買カ嘗試ニテ爲サレタルトキハ其賣買ハ
情況ニ隨ヒ買主ノ適意ノ停止條件附又ハ其拒絕ノ解除條件附ニ

テ爲サレタリト看做サル事ヲ得(第一千五百八十八條)

試味ノ慣習アル飲食品ノ賣買ハ其物カ意ニ適スルノ停止條件附
ニテ爲サレタリト推定セラル(第一千五百八十七條)

(粟飯報告委員) 「看做サル」ハ「看做サル、」ト「飲食」ハ「
日用」ト翻譯ニテ直リマス

(委員長) 嘗試ト云フハ何ゼ括弧ヲ付シタカ

(粟飯報告委員) 特別デアリマスカラダスガ之ハ此間無名ト云フ
ハ括弧ヲ除キマシタカラ彼ノ例ニ依テ除キマシヨウ括弧ヲ除テ文
字ハ殘ルノデアリマス

(清問委員) 試味ト嘗試ト何ウカ

(粟飯報告委員) 味フ方デアナイノデス

(南部委員) 只書ノルバカリトハ云ヘマイ

(笑作委員) キ、酒スル如キデス

(果報報告委員) 之ハ試酒デスネ

(実作委員) 藥モアリマスネ

(清岡委員) 前ニ飲食物ハアツタ所ハ日用品ト皆直スカ

(果報報告委員) 前ノハ皆直シマス之ハ大臣サン、日用品トシタ
ノデ都合ガ宜クナリマシタ薪油杯モ導入ルノデス

(実作委員) 「シブスタンス」ト云字ガアル、「ダンレ」ト云字
ヲ日用品トシマシタ

(南部委員) 之ハ論ハアリマスマイ

(委員長) 宜ケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「嘗試ニテ」トアルヲ括弧ヲ閉リ文字ヲ存ス「看做サ
ル」ハ「看做サル、」トシ「飲食」ハ「日用」ト翻譯ニテ正
ス其他原案ニ決ス

○第六百六十九條朗讀ス

第六百六十九條 前條ニ定メタル二箇ノ場合ニ於テ買主カ己レニ
屬スル機能ノ行用ニ付キ期間ヲ定メサルトキハ短カキ期間ニテ
決答スヘキ催告ヲ受クル事ヲ得若シ決答セスシテ賣渡サレタル
物又ハ飲食品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其買主ハ受諾シタリト推
定セラレ又反對ノ場合ニ於テハ拒絶シタリト推定セラル

(果報報告委員) 之モ「飲食品」ハ日用品トナリマス

(村田委員) 機能ト云フハ「ハギユルテ」デシヨウカ

(実作委員) 左様デス

(委員長) 短カキ期間ト云フハ制限ガアルカ

(南部委員) 制限ハ御座イマセン短カキ第デアリマス

(委員長) 短ノナケレバナランカ

(南部委員) 左様デス

(清岡委員) 反對ノ場合ト云フノハ、賣渡サレナイトキ引渡サレ

ナイトキカ

(委員長) 受ケサヘシナケレバ宜シイ

(清岡委員) ソレ丈ケデハアリマスマイ

(栗塚報告委員) ソコデス備告ヲ受ケルト云フ受ケルト云フ字ト引渡ヲ受ケルト云フ受ケルト云フ字ハ違フノデ引渡ヲ受ケルト云フハ引渡ヲ取ルト云フ字デ孰レ跡デ報告委員デモ何ウダロウト云フ位ヒナ意味ダカラ前ノ備告ヲ受ケルハ備告サレタトカ云フノトハ違ヒ引渡ヲシタモノヲ取タト云フ意味デアリマス

(笑作委員) 引渡ヲ收了シタト云フノダ

(栗塚報告委員) 收了ニナスツテハ如何

(笑作委員) 引渡ヲ收了ト云フモ何ウダロウカト思テデス

(南部委員) 收了ヲ怠ルハオカシイ

(栗塚報告委員) 引渡ヲ收了シタトキデスゼ

(南部委員) 受ケテモ宜シイデシヨウ

(尾崎委員) 受ケテモ宜シイ

(栗塚報告委員) 引渡サレタト云フ意味デハ往カヌ引渡サレタヲ取タト云ハナケレバナラン

(西委員) 甘受シタト云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) 渡シタ物ヲ取上グルノト返シテ仕舞ノトノ區別ガアリマス

(清岡委員) 又反對ノ場合ト云フノハ

(栗塚報告委員) 引渡ヲ取ラナカフタ場合デアリマス

(清岡委員) 拒絶シタリト推定セラレタ、効能ガ顯ハルル爲ノカ拒絶シタリト推定セラレタトキガアツテ備告ヲ受ケル事ハナイ様デ、之ハ此所ニ何カ効能ガ出テ來ルダロウカ

(南部委員) 賈渡サレタモノ又ハ日用品デスゼ

日本學術振興會

(村田委員) 又怠ラサル場合ニ於テハトヤツタラ何ウカ

(栗飯報告委員) ソウ云フ等キデアリマス

(清岡委員) コウ云フ事ハ書ク必要ハナイ

(栗飯報告委員) 品物ヲ取タラ受諾ト見、取ラヌトキハ拒絶ト見ルノデアリマス

(清岡委員) 又ト呼起スノハ何ウカ

(笑作委員) 御尤モデスガ六百六十八條ノ第一項ニ買主ハ御氣ニ入タナラバト云フ未必條件ト否ト云タトキノ條件ガアルカラ拒絶ノ方チ云ハント性カンノデス

(西委員) 何ウモソウデシヨウ

(笑作委員) 未必條件ノ所ニアツタノデ即チ拒絶シタナレバト云フ未必條件ノ通りニナツタモノト看做サル、ノダ

(委員長) 宜ケレバ先ヘヤリマシヨウ

民取十ノ二〇〇

本條ハ「飲食」ハ「日用」トシ原案ニ決ス

○第六百七十條明瞭ス

第六百七十條 買買ノ代價ハ全部ニ付テセサルモ少ナクトモ標本ニ付キ其契約ヲ以テ之ヲ定ムル事ヲ要ス

又其代價ハ或ハ同種類ノ商品ノ現時又ハ近時ノ市價ニ委セラレ或ハ契約ヲ以テ指定シタル第三者ノ評價ニ委セラル、事ヲ得(第千五百九十一條、第千五百九十二條)

此終ノ場合ニ於テ若シ評價力錯誤ニ出テ又ハ公平ニ反スル事ノ明白ナルトキハ其評價ヲ争フ事ヲ得但其争ハ損失ヲ受ケタリト主張スル一方カ評價ヲ知りタル時直チニ其者ヨリ起サル、事ヲ要ス

若シ第三者ト當事者ノ一方ノ間ニ共謀シタル醜聞アルトキハ第三百三十三條及ヒ第五百六十六條ヲ適用ス

日本學術振興會

當事者ノ定ノタル代價ハ元本又ハ無期若クハ終身ノ年金權ヨリ
成ル事ヲ得然レトモ若シ第三者カ代價ヲ定ムルトキハ其代價ハ
元本ノミヨリスルニアラサレハ成ル事ヲ得ス但當事者カ明示ニ
テ一屬廣キ權限ヲ伸張人ニ與ヘタルトキハ此限ニ在ラス(第五
百三十條)

(修正) 第一項「起サル、事ヲ要ス」ヲ「起ス事ヲ要ス」

(笑作委員) 反物ナレバ一尺幾ラト云フノダナ

(村田委員) 酒一樽ニ付幾ラデ買ハフト云フノダ

(尾崎委員) 見本ノ様ニ見ヘル

(笑作委員) 標本ト云フ字ハ被多ニ使ヒマセン

(果報報告委員) 踏リ地面ダト坪、反物ナレバ尺デスルト云フノ
デアリマス

(松岡委員) 賈買ト云フノハ本位ニ立テ米ナレバ東京ハ兩ニ幾許

上方杯ハ石トカ云フノダーツ極リガアルカ何ト云フカ

(南部委員) 一寸見本ト見ヘルネ

(笑作委員) 標本ハ三島ト相談致シマシタラ、去リトテ原素トモ
書ケズ

(尾崎委員) 元本ト云フノカ

(笑作委員) 元金デス年金ハ毎年ヤルノデアリマスガ、ソウデナ
イノデス一度ニヤル金デ假令パー万圓ト極ノテモ宜シ又一万圓ト
極ノンデ毎年幾ラ、賽デ上ゲ様ト云フ一ト執リノ金圓ニシテ元金
ト云フノデアリマス貴君ニ一年幾ラツツ上ゲマシヨウト云フノチ
一度ニト云フノデス

(南部委員) 伸張人ト云フ字ハ第三者デシヨウ伸張人ト突然デハ
別ノモノ、様ニ見ヘハセンカ

(果報報告委員) 併シ分ルゼ

(松岡委員) 餘計ナ於世話ダ

(清岡委員) 近時ト云フハ過去デシヨウ

(栗坂報告委員) 過去デハナイ六月限りトカ云フ限月米ノ如キアレデス

レデス

(清岡委員) 未來ノ市價ハ分ランカラネ

(栗坂報告委員) 將來ノ市價トモ云ヘヌ

(村田委員) 過去デハナイナ

(栗坂報告委員) 成程之デハ過去ト見ヘルネ

(南部委員) 近時トシテ將來ノ事ダト極ノテ置イテハ何ウカ

(松岡委員) スート前ノ事トハ見様ハナカロウ

(栗坂報告委員) 近世杯申シマス

(実作委員) 近日コウ云フ事ヲ致シマスト云フ後ノ事ダロウ

(南部委員) 於目ニ掛リマスト云フハドウダロウ

(委員長) 過去ノ氣味ハアルゼ

(清岡委員) 過去デナイト何時ノ相場カ分ラン限月トカ云フナレバ何ダガネ

バ何ダガネ

(南部委員) 近日ト云フノハ古イノハ使ハヌト云ヘバ宜シイ

(清岡委員) 後ノ市價ト云フカ

(松岡委員) 其時ト云タラ宜シイ

(村田委員) 近時又ハ其爾後トシタラ宜シイ

(松岡委員) 爾後ト云タラ切りガナイ

(南部委員) 近日ガ宜シイダロウ

(栗坂報告委員) 近日ハ如何ニモ寒キ氣候ト云フ事ガアリ

(実作委員) 近キト云フガアリマス未來ノ近イ事デアリマス

(村田委員) 近日デ何ウカ

(尾崎委員) 近日ト云フハ跡ノ事ダト云フ論ガ起ルゼ

日本學術振興會

(清岡委員) ソウ見ルノガ當リ前デス

(松岡委員) 原案々々

(南部委員) 近キ時期ダカラ近日ガ宜シイダロウ

(松岡委員) 近日デ宜シイダロウ

(栗塚報告委員) 少し過去ノ嫌ヒガアルナ今日ノ相場ガ知レナケ

レバ二三日内ノ相場ト云フガアル

(箕作委員) 近キ内ダナ

(栗塚報告委員) 近キ内ニハガ宜シイ

(清岡委員) 爾後ガ宜シイ近時爾後ト云フト暫クノ間ト云フ事ダ

(委員長) 近日ト云フタラ跡ハ云ハンデシヨウ、近日ドウユウト
云タラ先デシヨウ

(村田委員) 近キ内ガ宜シイナ

(清岡委員) 近キ後デハ何ウカ

民取十ノ一〇三

(西委員) 近後カ

(村田委員) 近後ガ宜シイカモ知レン、ガ近日ニシマシヨウ

(箕作委員) 此所ハ近日ガ宜シイデシヨウ

(村田委員) 近時ト云フト古イ様ニ見ヘルナ

(委員長) 此所ノ末項ノ第三者ガ概ノナイトキハ仲数人ガ概ノル
カ

(栗塚報告委員) 第三者ハ即チ仲数人デ御座イマス

(委員長) 仲数人ハ第三者カ

(栗塚報告委員) 左様デス

(村田委員) 仲数人ト云フヨリハ第三者ニ與ヘタルトキハヤツタ
方ガ宜シイ

(委員長) ソウ書イテ貰ヘバ分ルガ別ノ者カト思タ

(栗塚報告委員) ソウ致シマシヨウ

日本學術振興會

(委員長) 宜ケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項「近時」ハ「近日」ト末項「仲數人」ハ「第三者」トシ其他報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百七十一條朗讀ス

第六百七十一條 賣買契約ノ費用ハ當事者双方平分シテ之ヲ負擔ス但當事者双方カ別段ノ定テ爲シタルトキハ此限ニ在ラス(第一千五百九十三條)

(村田委員) 英文ニハ契約書ト云フ字ガアリマスガ佛蘭西ニハアリマセンカ

(笑作委員) アリマスガ讀ノマセンカラ

(清岡委員) 契約ノ費用ト云フト隨分廣イダロウ

(栗塚報告委員) 印紙トカ罫紙トカ云フ様ナモノデス

(清岡委員) 家屋賣買其他大抵原則デハナイゼ

(南部委員) 買主賣主ノ定メタルモノハ別デスヨ

(村田委員) 此所ハ印紙トカ紙ノ代トカ云フ位ヒノモノダ

(清岡委員) 今日ハ双方ヲ擔當スルノデハナイゼ

(南部委員) 規則ガアレバ宜シイ

(栗塚報告委員) コウ云フ原則ヲ攝グテ置ク丈ケデ宜シイデシヨウ

(委員長) 原則ニテ負擔スルト云フ事ヲ原則ニ攝グルヤ否

(栗塚報告委員) 双務契約ダカラ双方トモ義務ガアルト云フノデ若シ債務ナレバ一方デアリマス、後ニ別段ノ定メアルトキハ此限ニ在ラストシテアリマス

(清岡委員) 印紙規則ト云フノハ買フ方カラ云フノデ契約ノ費用ト云フハ甚ダ廣イゼ

(栗塚報告委員) 私署證書カ公正證書カデ其費用外アリマセン賣

日本學術振興會

買爲ニ承タ車賃モ假テ喰タ費用モ運入ルノデハアリマセン

(委員長) ケレトモ遠方カラ來タ車代トカ云フハ契約スル爲ノ來
タ費用ダロウ

(南部委員) 契約ニ直接ノ費用デハアリマセン

(委員長) 書イテナイ以上ハ仕方ガナイ

(村田委員) 契約ノ費用トアルカラネ

(委員長) 振りガナイカラ契約ノ費用ト云フト何所マデ行クカ分
ラン

(清岡委員) 證書ノ費用トナルト印紙十圓貼タトスルト代金カ何
所カラ出セト云フ事ハナイ

(委員長) 印紙規則ニアルカラ買主ノ拂フ事ハナイ

(清岡委員) ソレハ買賣契約書ノ費用デシヨウ

(委員長) ソレハ印紙貼用規則ガアルカラ

民國十一年一月五日

(尾崎委員) 平分ニセヨト云フト論ガ起ルノデスヨ

(栗塚報告委員) 佛蘭西デハ買主ガスルガ双務ダカラ兩方カラ出
セト云フノデス

(委員長) 買賣契約書トヤルカ書ノ字ヲ入レルカ

(南部委員) 契約證書其他費用トアリマスカラ

(松岡委員) 長崎カラ買出シニ來タカラ旅費ヲ出セト云ヒモスマ

イ

(委員長) 「アクト」ト云フハ證書トナイト何ウカ

(村田委員) 英文ニハ書面ヨリ外ハ往カンナ

(実作委員) ソウデシヨウ

(委員長) 伊太利ハ何トアルカ

(松岡委員) 證書其他トアリマス

(委員長) 其他ナレバ契約ノ費用デモ宜シイ

日本學術振興會

(実作委員) 證據トナルモノ、部類ノ費用丈ケテ辨當代杯ハ導入
リマセン

(村田委員) 併シ伸ヘ導入タ人ノ代ハ導入ル、世話人鑑定人杯ノ
費用ハ導入ル日本デハ世話人ト云フ者ガアルゼアレバ導入ルト
思フ

(南部委員) ソンナ事ハ見ヘナイゼ

(委員長) 廣庵カ

(村田委員) 左様百圓ニ付五圓取ルトカ云フ事ガアル

(果報報告委員) 裁判官ノ解釋ニ依ルノダ

(村田委員) 契約書トヤツテ置ケバ宜シイ

(委員長) 證據トナルモノ丈ケカ、スルト證據トナルヘキ間ノ手
數チスレバ宜シイカ

(果報報告委員) 人證ハ往カヌン

(委員長) 間ヘ導入テ證書ノ取換セテシテ届ルカモ知レン

(南部委員) アツテモ證據ニシナイ

(委員長) 某デナケレバナラント云フ事ガアツテ其人ガ入テ其人
ノ名チ出シテ宜自分ノ物ニシテ而シテ一方ノ人ニヤルトカ云フ事
ガアロウ

(実作委員) ソウ云フ事ガアツタラ入レル

(南部委員) ソウ云フ事ハナイト思フガ

(委員長) 總テ證據ト爲ルベキモノガ導入ルト

(南部委員) 餘リ廣ク見ナイガ宜シイ

(委員長) 裁判官ガ見ルニ尾崎ノ様ニナリソウナモノ若シ裁判官
ガ貴君ダト入レタ私ナレバ導入ルトスルト困ル

(南部委員) 此所デ定ノル事ハ出来マセン民法ヲ定ノルニハ廣庵
ガ導入ルカ誰ガ導入ルカハ云テ置カヌ

(委員長) 現ハシテ置カシテハ往ンデシヨウ

(南部委員) ソレハ議ス可カラザルモノデス

(委員長) 茲デ問題トナルベキモノハ極メテ置クガ宜シイ能力ニ

能ハヌモノハ往カヌガ問題ノ出テ來タモノハ何所デハ議サント往

カン他日證據ト爲ルベキモノハ總テ契約ノ費用ト爲ル、スレバ證

據ニナランモノハ何シナモノデモ通入ラヌト云ハナケレバナラン

(南部委員) ソレハ宜シイ證據ト爲ルベキモノ文ケト法律ノ精神

ガ定マツテアレバ宜シイソレデ證據ハ證據トナルベキカ否ハ註解

ニナルカラ今日極メルニハ及バヌ

(栗塚報告委員) 私ハ何シテ證據デモ通入ルト思ヒマス

(委員長) 證據ト爲ルベキハ權兵衛八兵衛モ皆ナ入レナケレバナ

ラン

(南部委員) 直接ノモノデハアリマセン證據ト爲ルベキモノハ通

入ルト云フニ極マツテ居レバ宜シイ

(委員長) ソウ、ソレ文ケ極マツテ居レバ宜シイ、先ヘヤリマシ

ヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百七十二條朗讀ス

第二款 賣リ又ハ買フノ無能力

第六百七十二條 動産又ハ不動産ノ賣買ノ契約ハ配偶者ノ間ニ於

テ互ニ禁セラル

配偶者ノ一方カ他ノ一方ニ對シテ有スル眞實ニシテ正當ナル債

務ヲ消滅セシムル事ニ關スルトキハ配偶者ハ互ニ代物辨濟ヲ爲

ス事ヲ得(第一千五百九十五條)

此場合ニ於テ代物辨濟ハ相當ノ證明ノ後民事裁判所ヨリ免許セ

ラレタルトキニアラサレハ當事者ノ間ニ於テ有効且完全ナラス

日本法律家協会

若シ代物辨濟カ不動産物權ヲ目的トスルトキハ其代物辨濟ハ允許カ證書ノ登記中ニ附記セラレタルトキニアラサレハ第三者ニ對シテ有効ナラス

(村田委員) 允許ト云フ字ハ何ウカ、英文ニハ「コンバム」ト云フ字ガアル

(笑作委員) 「コンバム」ト云フ字一字デハアリマスマイ

(清岡委員) 此允許ト云フ字ハ困ル、之ハナクトモ宜サ、ウナモノダ

(栗塚報告委員) 之ハ肝要ナ事デシヨウ

(清岡委員) 少しノモノデモ裁判所へ持テ行テ允許ト云フハ實際

上ヒドイ話デ素ヨリ不動産ナレバ無論ナ話デ之ガナイニシテモネ

(南部) 仕舞ノ允許ト云フハナケレバ往カン允許ト云フ事ハ裁判所デ允許シタト云フ事ハ登記ノ内ニナケレバ往カント云フノダ

(清岡委員) 允許ナクシテモ不動産ノ賣買トカ成ハ返濟トカ云フ様ニスレバ此手數ハシナケレバナラン

(栗塚報告委員) 允許ハ必要デス

(南部委員) 配偶者間ノ賣買ハ禁ジテ居ルカラ併シナガラ代物返濟ハ許サナケレバナラン許スニハ思ヒ通り許スト云フ事ニナルト禁シタ主義ニ背クカラ代物辨濟ハ許スガ併シナガラ偶リアルカモ知レン裁判所ノ認定ヲ受ケナケレバナラン、ソウシナイト第三者ガ迷惑スルト云フノダ

(村田委員) 何ゼ金ハ出来ヌカ

(栗塚報告委員) 金ダト賣買ニナルカラネ

(南部委員) 賣買ヲ禁ジタ結果ハ此丈ケノ手續シナケレバナラン

(栗塚報告委員) 夫婦間デハ第三者ガ迷惑スルカラダスネ

(清岡委員) 第三者ガ迷惑スルノモ不動産トカ云フモノト實際店

ニ反物ヲ積ンデ商買爲タモノハ之ハ女房ノ物デ御座ルトハ出來様
替ハナイデハナイカ

(村田委員) 金デナランナレバ品デモナラント云フテ宜サ、ウデ
ス

(南部委員) 代物辨濟ハ許スノデシヨウ

(清岡委員) 代物辨濟ヲ許スト云フハ宜カロウト思フガ二項ノ裁
判所ノ允許ヲ受ケルト云フ事ハ何ウモ往カント思フ必要ハナイ

(栗塚報告委員) 借リタモノヲ返スノハ金デモ何デモ宜シイ

(南部委員) 品物デ返スト賣買ニナルカラソレデ裁判所ノ允許ヲ
受ケナケレバナラント云フノデス

(清岡委員) 佛蘭西民法ノ何條ニ裁判所ノ允許ヲ受ケルトアリマ
スカ

(栗塚報告委員) 佛蘭西民法ノ正條ニハ御座リマセン四百五十八

條四百八十四條五百九十九條ニ之ニ類シタ事ガアリマス

(笑作委員) 千五百五十八、九條方リニアリマス

(清岡委員) 動産ナレバ宜シイガ二項ハ一切ダカラネ

(栗塚報告委員) 賣買ヲ禁ジタカラ金ノ代リニ品物ヲヤツテハ賣
買ニ見ヘルカラト云フノデス

(村田委員) 代物辨濟ガ出來ルゾヨト見ヘル

(栗塚報告委員) ソウ見ル事ハナイ

(清岡委員) 理窟詰ノニシテ實地ノ迷惑モ構ハヌトキハ何ンナ事
モ云ヘル

(松岡委員) 夫婦ノ間デ眞實ニ負債ト云フハ何ウカ

(清岡委員) 代物辨濟ヲ夫婦ノ間デ持ヘラレテハト云フノカ

(今村報告委員) 法律ガ保障シヨウト云フノデス

(栗塚報告委員) 清岡サンノハ理論デハアリマセン

(清岡委員) 之ハ何ノ爲メカ第三者ヲ害スルカモ知レン夫婦間ノ保護ハナイ、成程其點ヲ云フトコウ云フ理窟モナケレバナランカ知レンガ爲メニ代物辨濟ノ爲メニ裁判所ヘ持テ允許ヲ受ケナケレバ有効デナイト云フト實際上困難ナ點デソウシナケレバ害ガアルト、成程一方カラ云フト害ガアルカハ知レンガ若シ不正ニシテ免カル、ナレバ代物辨濟ヲ持ヘテ眞ニ悪イ事ヲ爲ル者ハ允許ヲ受ケルニ何ンナ事モスル

(栗塚報告委員) 許否スル事ガアルカラ持ヘタ者ニハ與ヘマセン

(清岡委員) ソレガ分ルモノカ

(栗塚報告委員) 其訟事件ノ上デソレハ裁判所ヘ出テモ嘘ヲ吐クダロウト云フハ一概ノ論デ其訟事件ノ性質タル新クノ如キモノデアリマス

(清岡委員) 外ノ後見人杯ハ仕方ガナイガ夫婦間ニ於テ一概ノ論

ト云ヘバー概カハ知レンガ何ウモ困ル

(笑作委員) 何ウセ詐偽ヲスルカラト云テハ立法論ニナリマセン

(松岡委員) 賈買ト云タツテ借リガアルカラ品物ヲヤルト云タツテ同ジダケレドモ豫メ防グルモノデナイ實ハ手重クスル丈ケノ事

(西委員) 動産不動産ノ賈買ヲ禁ズルト云フ事ガアレバ此丈ケハナケレバ治リガ付カン

(委員長) 第三者カラ掛ツテモ品物ヲ夫ノダト云フテ取ルトキハ之ハ私ノ物夫ノ物デナイト云ホト思ヘバ手續ヲシナケレバ云ハレヌト云フノダ、ソウデナイト夫ノ物ト云フテ掛ルト女房ノ物ト云フタラソレデハ困ルカラネ

(清岡委員) 不動産ヲ何シタトカ允許ガナケレバ登記モシテ呉レヌデシヨウ

(南部委員) 允許ガナクトモ登記ガ出來ル允許ガ書イテアツタトキ始メテ第三者ニ對シテ効力アルノデス

(清岡委員) 法律ニ定メテナイト有効ジヤハ無効ジヤト云フ事ハ出來マセン允許セラレザルトキハ無効ナリト云フ事ハ佛蘭西ニモナイカラ私ハ後見人ニ與フトカ云フノハ上ニモ明文ガアルカラ宜シイ代物辨濟ハ夫婦間ノ情ト云フモノガナイカラ有効ダノ無効ダト云フ事ハナイ

(尾崎委員) 之ハ人事編デ定マツタ所デ再ビ議サナケレバナラン
(西委員) ソウデス假リニ置イテ人事編ノ定マツテノ上デ宜シイデシヨウ

(委員長) 人事編デ比照シテ行ク清岡サンノ論ハ三項ハ除ルト云フノデ不動産ノ方ハ異論ハナイノデスネ

(清岡委員) ソウデス併シ允許ト云フ事ガナクナレバ宜シイ之ガ

ナクナレバ少シハ分ル

(南部委員) ソウデスガ允許ガナクナレバ此條ハ無論イラヌノデス

(清岡委員) 抵止スル所ヲ知ラズダ

(村田委員) 姑ク置キマシヨウ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百七十三條朗讀ス

第六百七十三條 前條ニ基キタル無効即チ銷除ノ訴權ハ賣却又ハ允許セラレサル代物辨濟ヲ爲シタル配偶者及ヒ其相續人又ハ其承權人ノミニ屬ス其訴權ハ第五百六十六條以下ノ一般ノ條例ニ從フ

(修正) 「其所有權」ノ上「但」ノ一字ヲ加フ

(清岡委員) 外カラハ出來マセント云フノカ

(栗塚報告委員) 左様ダス相續人ガ物ヲ買フタトキデアリマス

(清岡委員) 第三者ガ困リハセンカ

(南部) 第三者承繼人ノ場合デアリマス

(清岡委員) 無効トナレバ訴權ヲ有シナクトモ宜シイダロウ

(栗塚報告委員) 無効ト云ヒ出ス人ガナケレバナラン

(松岡委員) 代物辨濟デ内證デヤツテ置イテ後ニアレバ往ケマセ
ント云フヲ見タノダネ

(栗塚報告委員) 左様ダス何ゼナレバ第三者ノ爲ノニナツテ居ル
カラデスネ

(松岡委員) 之モ前條ノ結果ダネ

(委員長) 宜カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百七十四條朗讀ス

第六百七十四條 法律上、裁判上又ハ合意上ノ代理人又ハ管理者
ハ直接ニ自己ノ名ヲ以テスルモ又間介人ニ因ルモ賣ル事ヲ任セ
ラレタル財産ニ付キ熟慮上又ハ公賣上ノ得取者ト爲ル事ヲ得ス
右同一ノ制禁ハ公賣ヲ處理シ又ハ指揮スル事ヲ法律ニ因テ任セ
ラレタル公賣ニ之ヲ適用ス(第一千五百九十六條、佛訴第七百十
一條)

(箕作委員) 之ハ宜シイ

(清岡委員) 詰リ之ハ私ガ買フト思ヘバ誰ガ他ノ人ヲ頼ンデ買ヘ
ト云テ他ノ名前デ書イテ又其人カラ買フカ

(松岡委員) ソコマデ行ケバ仕方ガナイ

(村田委員) 直接ニ人ヘハ行カヌノダ

(尾崎委員) 詰リ公平ナ値デ買ヘバ宜シイダ

(委員長) 宜ケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百七十五條朗讀ス

第六百七十五條 前條ニ反シテ爲シタル賣買ノ無効訴權ハ原所有

者、其相續人及ヒ其承權人ノミニ屬ス

(松岡委員) 之ハ宜シイ

(委員長) 宜クバ之デ措キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

于時午後四時四十五分

民法草案財産編人權中留保ノ分再議議事筆記號外第二號改正ノ部

明治二十一年四月二十六日午後一時三十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

保證人ノ代位ニ關スル條文ノ改正

第五百五條第二項若シ債務ヲ辨濟シタル者カ第三保有着者ナル

トキハ其第三保有着ハ保證人ニ對シテ代位セス然レトモ辨濟

シタル保證人ハ若シ第千三十六條ノ條例ニ遵從スルトキハ第

三保有着ニ對シテ代位ス

(今村報告委員) 第五百五條デスガ之ハ「ボアソナード」ノ修正

案ヲ讀ンデ下スツタラ論ハアリマスマイト思ヒマス此前ハ第三者

保有着ト始終云タノデ相續ノ滲除ガ出來タガ此度ノ案ニナツテハ

ソレハ出來マセン何ウシテモ滲除スルニハ保證人ガアレバ保證人

ハ知ラザル事ヲ得ス滲除ノ仲間ニ保證人ヲ入レル以上ハ其上ニ行

事ハナイ

(松岡委員) 請リ第三保有着ニ掛テ保證人ガ代位スルモノダト其中ニ何カ條件ガアツテソレハ別段ダト云フ意味ニ決スルノデスカ
(今村報告委員) 左様デス

(松岡委員) ソレデハモウ論ハナクナツタ

(今村報告委員) 一切論ハアリマセン

(委員長) 第千三十六條ハ保證人カラ第三保有着ノミニ對スルノ
ダネ

(今村報告委員) ソレハ誰ニデモデス一番向テ行クノハ元トノ債
務者デソレガ當ノ敵デアリマス

(委員長) 其代位スルノガ本体デシヨウソレデ第三保有着ニアル
事ガ見ヘルノデスカ

(今村報告委員) 書イテアリマス

(委員長) スルト先達而八益敷云テ保證人カラ係ルトキハ都合ガ
悪イ

(今村報告委員) 第三保有着ト云フモノガアツテソウシテソレガ
債主ガ取掛タトキハ債主ト第三保有着ト二人デ差除ガ出來ル保證
人ニ知ラセンドソレチヤツタ以上ハ第三保有着ハ自分ノ金ヲ損ス
ル事保證人ニ對シテ取返ス事ガ出來ルカ此度ノハ出來マセン様ニ
シタノデ必ラズ保證人ハ關係シナケレバナラン、ソレハ其者ガ差
除シタ金ハ債務ノ辨済スルソレデモ引足りナイトキハ第三保有着
ニ對シテ拂ハス

(委員長) スルト第二項ニ別項ヲ置イタカ止ノルカ

(今村報告委員) 皆ナ止ノマシタ無償名義有償名義ハ區別セント
云フノデアリマス

(村田委員) 差除方法ハナイ様ニナツタカ

(今村報告委員) 二人聯合デハ出來マセン

(村田委員) 矢張り保證人ハ入レナケレバナラン

(美作委員) 英文ニハ第三者トアルガケレドモ第三保有者ノ事ダ

(南部委員) 初ノ論ノアツタハ保證人ニ對シテ代位セラル、事ニ

ナツテハ大變ト云フ論點ノ旨意デアツタソレガ新フナツタノデス

(今村報告委員) 一番我々ノ感觸シテ否ニ思タノハ自分ノ財産ヲ

抵當ニ入レテ置キナガラ賣テカ成ハ違テ而シテ其モノガ拂タカ保

證人カラ拂ハセナケレバナラント云フ抵當ハ消シテ仕舞ト云フソレ

ハ如何ニモ不當デ抑モ保證人ハ債務者ノ恩人デソレニ迷惑ヲ掛ル

ノハ甚ダ不條理ナ法律デアルト云フガ重モナル論點デアリマス

(南部委員) 今度ノハ代位セズトアルナ

(今村報告委員) 代位代位セラレスト云フガ始ノデ成ハ代位サセ
ラレヌ、セシノラレズ杯云フ

(美作委員) 代位セズガ宜シイ様デス

(今村報告委員) 茲ニ抵當ヲ入レテ貴君カラ金ヲ借ル南部サンガ

保證人、所ガ南部サンハ抵當ガ通入テ届ルカラ大丈夫ト見ル、然

ルニ以前ノ案デハ私ガ其品物ヲ賣ルカシテ除ケテ仕舞レルト保證

人ガ迷惑スルノデス、シテ今度之ヲ改メテ千三十六條ヲ改正シテ、

私ガ抵當ニ入レル南部サンガ保證人ニナツテ賣ウ南部サンハ登記

所へ行テ私ノ負債ニ付テ己レガ保證人ダカラト云フテ縁邊ヘ付記

スルノデスルト之ヲ賣ハナイ買ハナクスル人ハ何ウシテモ抵當權

ヲ賣フテ届ルカラ離除シナケレバナラン以前記載ガアルカラ南部

サンノ所ヘ云フテ行カナケレバナラン、今度私ガ買ヒ受ケタガ買

受ケタカラ離除シヨウ於前サンハ未來ノ條件付ノ債主ダカラト云

フ、南部サンハ成程ト云フノデス

(尾崎委員) ソウスレバ論ハナイ

(今村報告委員) 千三十六條ニ條件付ノ債權ト明言シテアリマス
 (松岡委員) 跡カラ保證人ガ在タ後抵當チ入レタ時分ニハ何ウカ
 (今村報告委員) ソレモ論ジタガ後先ニヤロウトモ抵當トナツタ
 モノガアレバ抵當物付未必條件付ノ權利チ保證人ガ持テ居ルカラ
 取得權ダカラ後カラデモ入タモノニハ違ヒナイ既ニ入タ以上ハ保
 證人ニ得セシノタ權利チ勝手ニ引出ス事ハ出來マセント云フタソ
 レハ「ボアソナード」モ承知シタト見ヘテ其通りニシマシタ
 (松岡委員) 併シ跡カラ入レタハ見ヘヌデシヨウ
 (今村報告委員) ソレデ區別ナシニシタノデス
 (松岡委員) 之デ宜シイ様デスネ
 (委員長) 宜ケレバ次ヘヤリマシヨウ
 本條ハ改正案ニ決ス
 (今村報告委員) 之ガ宜ケレバ次ハ第五百三十四條デアリマス

第五百三十四條、、、、、然レトモ保證人又ハ連帶債務
 者ハ其拋棄ニ因リ此等ノ擔保ニ於ケル代位チ妨ケラレタルカ
 爲ノ第千四十五條及ヒ第千七十四條ニ從ヒ債權者ニ對シテ自
 己ノ義務免除チ請求スル事ヲ得

(松岡委員) 之モ求メタ通りデスネ
 (今村報告委員) 左様デス
 (南部委員) 宜シイ様デス
 (松岡委員) 尤モデス
 (笑作委員) 代位セラレスハ南部サン跡デ皆直シマシヨウ
 (南部委員) ソウ致シマシヨウ
 本條ハ改正ニ決ス
 (今村報告委員) 之ガ宜ケレバ第五百四十三條デアリマス第二項
 デス之ハ意味ニ論ハナイノデ文字ガ之デハ意味ガ通ジナイカラ書

改ノルト云フ事デアリマシタ

(西委員) 何ウ云フ譯デシヨウ

(松岡委員) 西サンハ如何ナル風ニ見ヘルカ

(箕作委員) 前項ガ分ツタナラ此項モ分リソウナモノデス

(委員長) 連帶債務者ト共同債務者ト同ジデ其内ニ區別シナケレ

バナラント云フノデアツタ

(箕作委員) 連帶債務者ハ甲其仲間ノ外ニ乙ニ對シテ負擔スルモ

ノニ付テハダ

(南部委員) 負擔スルト云フノデ

(委員長) 共同債務者ハ連帶債務者ノ一人ガ分ラント云フモアツ

タ

(南部委員) ソウ云フ說モアリマシタ、成程其他ノ共同債務者ト

書クト又別ノモノニナルカラ性カント云フ說モアツタガ共同債務

者ト云フノハ仕方アリマスマイ他ノ字ヲ入レルカ何ウカスルヨリ

仕方ハ御座リマスマイ

(委員長) 文字文ケデアツタノデスネ

(南部委員) 第五百六十條ニモコウ云フ文例ガアリマス若シ債務

者ガ云々トアリマス

(西委員) 分ル事ハ分ルト思フ

(今村報告委員) 連帶債務者ト云フヲコウ云ヒ出シタラ一人デナ

イ事ハ分テ居ルデシヨウ

(西委員) 連帶債務者ハ共同連帶者中ニ對シテ負擔シテ居ル、義

務ガアルノデアアル其人ノ分文ケヨリ外ニハ相殺シヨウト云フ事ハ

出來マセント云フノデシヨウ併シナガラソレハ自分カ即チ其權利

ヲ債權者ニ持テ居ル共同債務者ナレバ相殺ノ爲ノニ差引ハ出來マ

セント云フノデシヨウ

(南部委員) 左様デス

(委員長) 西サンハ早ク分タネ

(今村報告委員) 報告委員デハ少シ文字ヲ替ヘタイト云フ修正ガ
アリマス、連帶債務者ハ債權者ガ其共同債務者ニ對シ負擔スルモ
ノニ關シテハ其共同債務者ノ連帶債務ノ部分ニ付テノミ相殺ヲ對
抗スル事ヲ得若シ自己ノ債權ヲ以テ相殺ヲ對抗スベキトキハ全部
ニ付之ヲ對抗スル事ヲ得ス」ト致シマシタ

(西委員) ソウスレバ分ル

(笑作委員) 私ハ何方カナレバ原案デ宜シイ

(南部委員) 對スルト云フノハ何ウモ日本字ニシテハ工合ガ畢イ

(村田委員) 然レトモ自己ノ債權ノ全部ニ對シテト云フカ

(委員長) 同じ事ダ

(松岡委員) 部分ニ付テニアラザレバ對抗スル事ヲ得ズデ宜シイ

(今村報告委員) 斷ニ全部ニ付トアルカラ前モ付キト云ヒタイ付
テニアラザレバハ御氣ニ入ルマイ

(松岡委員) 此修正ノ方ガ大分分ル

(委員長) 連帶債務ノ部分ニ付テノミハ宜シイネ

(笑作委員) 關シテハ、付テニアラザレバデ宜シイデシヨウ併シ
得ズハ願ウシテ置キタイ

(今村報告委員) 私一人支ケノ修正ナレバ、關シテハ連帶債務者
中共同債務者ノ部分ニ付テトシタイ

(村田委員) 之デ分ル

(今村報告委員) 斯ウハ番數云フト何ウ書テモ分ルノデス連帶債
務ニ於ケルニ致シマスカ

(笑作委員) 於ケルニ致シマシヨウ

(村田委員) 連帶債務ニ於ケルガ宜シイ様デス

(委員長) 連帶債務ト云フ事ガアレバ宜シイ

(清岡委員) ケレトモ連帶債務者ノ事バカリ云フノダカラ

(今村報告委員) ケレトモ二種ノ債務ヲ連帶デナイトキモアルカ

ラネ

(清岡委員) ソレハ別ノ語デ此所ハ連帶ノ債務ニ付テ云フノダカラ

(南部委員) 連帶ト云フ字ガ導入タノデ明瞭ニナツタナ

(松岡委員) モノト云フノハ債務ダナ

(今村報告委員) 負擔スル債務ト云タノデスガ何ウモ困難スルカラ

(笑作委員) 此上ハナイ

(委員長) 之ハ宜シイ

本條ハ第二項左ノ如ク改正ス

連帶債務者ハ債權者ガ其共同債務者ニ對シ負擔スルモノニ
關シテハ連帶債務ニ於ケル共同債務者ノ部分ニ付テニアラ
サレバ相殺ヲ對抗スル事ヲ得ス然レトモ自己ノ權利ニテ相
殺ヲ對抗スベキトキハ全部ニ付キ之ヲ對抗スル事ヲ得
(今村報告委員) 之ガ宜シクバ夫ハ第六百四十八條ヲ御座リマス

改正案

第六百四十八條第一項ニ「但」以下ヲ削リ舊第二項ヲ第三項
トシ第二項ヲ追加シ舊第二項(新第三項)ヲ變更スル即チ左
ノ如シ

第一項 不動産ノ受贈者ハ遺贈者ガ遺贈後ニ土地又ハ建物ニ
付テ爲シタル得取ヲ利セス其土地又ハ建物ガ不動産ニ聯接シ
又ハ不動産ノ利用ヲ改良スルニ供ヘラレタルトキト雖モ亦同
シ(第千十九條第一項)

第二項 地上権カ贈遺セラレテ遺贈者下ニ在ル土地ヲ得取シタルトキモ亦同シ

第三項 贈遺セラレタル地上ニ遺贈者又ハ第三者ノ爲シタル建築及ヒ植付ニシテ遺贈者ノ得取シタルモノハ常ニ遺贈者ニ因テ贈遺物ニ合體セラレタリト看做サル

説明

本條ノ場合ニ於テハ主タル價額ハ結ラク措キ土地ヲ贈遺シタルトキハ遺贈者ニ於テ受贈者建築及ヒ植付ヲ與ヘサルヲ知ラサルベカラズ且土地ハ建築ニ合體セサルモ建築ハ土地ニ合體スルモノナイ建築ハ價額ニ於テ主タル事アルモ性質ニ於テハ否サルナリ

(松岡委員) 但以上ハ修正文デ宜シイダロウ

(今村報告委員) 上ハ變タ事ハ御座イマスマイ

(尾崎委員) 之ハ宜シイ様デス

(委員長) 此修正通りデ宜シイネ

(村田委員) 遺贈者其土地ヲ得取シタルトキモ亦同ジデ宜シイ

(清岡委員) 地上権ハ贈遺デハアリマスマイ

(今村報告委員) ソコガ日本人ト「ボアソナード」ノ頭ガ違フノデ地上権ト云フノハ土地ヲ借リテ居ルノ權利トハ違フノデ一種ノ土地ノ所有權ノ上ヘ進入テ取タ様ナ形チデ地上権ト云ハント樹チ植ヘタ時分ニ分ランノデ「ボアソナード」ハ兩方進入ル積リデアリマスカラ地上権ト云ント家ヲ贈遺シタトキ建物バカリニ聞ヘル林山林ハ披ケテ仕舞カラ地上権ハ兩方ニナルノデアリマス

(南部委員) 其下ト云フハ何ダカ一向ニ分ラン

(今村報告委員) 其下ト讀ンデハ往カン「シタ」ト讀マナケレバナラン

(村田委員) 其土地ヲ宜シイ

(南部委員) 其土地ヲ宜シイ

(松岡委員) 宜カロウ

(尾崎委員) 宜カロウ

(今村報告委員) 其土地ヲハ漠然ニスホ

(委員長) 分ランナレバ、下ニ在ルト云タ方ガ宜シイ、スレバ分

ラン丈ケガ氣ガ付クダロウ其土地ト云フト當リ前ノ土地ト思フダ

ロウ

(美作委員) 最下ノ土地ト見テ置テ宜シイデシヨウ

(南部委員) 下ト云フハ何カラ出タカ

(美作委員) 地上ト云フカラデシヨウ

(村田委員) 地上權ノアル土地ト云フト樹ニ登ルマデ見込ムカラホ

(今村報告委員) 地上權ヲ贈與シタ者ハ之設定シタル土地ヲ得取

シタルトキモトヤツテハ如何

(委員長) 之ヲハ何ウカ

(今村報告委員) 地上權ヲデス

(清岡委員) ソウ大ケ敷書ンデモ宜シイダロウ其土地ヲ宜シイダ

ロウ

(委員長) 其土地カホ

(今村報告委員) 次ノ項ハ贈遺セラレタルトキハ云々トシマシタ

(松岡委員) 之ハ變タ儘デ宜シイ

(西委員) 遺囑者又ハ丈ケナイデスホ

(村田委員) 遺囑者ニ得取シタルモノハ害ガアリハシナイカオカ

シイゼ

(今村報告委員) 三項ハ工會ガ惡イ

(村田委員) 自分ガ遺テ置イテ自分ガ得取ト云フノハオカシイ

(今村報告委員) 遺囑者ノ爲シタルト云フ字ヲ入レナケレバ又ハ
第三者ノ爲シタルト云ハナケレバナラン

(村田委員) ソウシナケレバナラン

(箕作委員) 遺囑者ノ爲シタル建築及ヒ植付又ハ第三者ノ爲シタ
ル建築又ハ植付ナレバ分ルノデス

(清岡委員) 同ジ事デス

(村田委員) 遺囑者ノ爲シタル建築及ヒ植付又ハ第三者ノ爲シタ
ル遺囑者ノ得取シタルモノハ常ニ遺囑者ニ依テ贈遺物ニ合體セラ
レタリト看做ナシトシヨウ

(南部委員) ソレガ宜シイ

(清岡委員) 惡イゼ前ニハ廣ゲテモ關リノ土地ヲ買込ンデモ關イ
テ除テモ合體ニナルト云フ様ナ譯ケデアリソレカラ皆タツ付テ行
ク様ナ譯ダ

(南部委員) 一項ハソウデス遺囑者ヲ加ヘタ丈ケデ宜シイデシヨ
ウ

(清岡委員) 何ウモ面白クナイ

(南部委員) 反對ノ明示ヲスルカラ宜シイ

(清岡委員) 何ウモ後カラシタ者ノハ明言シテナケレバ往カント
シテハ何ウカ之ハ家デモ土地デモ土地ヲ先ニ遺レバ家ハ往カヌ家
ヲ先遺レバ土地ハ往カン當然ニ行タト云フ事ハナイ必ラズ明言シ
テ遺ルベキデアルトシタ方ガ宜シイダロウ

(南部委員) 併シ一体ヲ云フト土地へ家ガ移ルト認ノルニ持テ行
カン附添權ダ、字ヲ修正シテ居ルノダカラ其所カラ云フト變ナモ
ノダ

(今村報告委員) 附添ハ附添デ離レタガ價ヒハシナケレバナラン
之ハ價ヒハナイ只遺ルト云フノダカラネ地上權ヲ別ニ離シテ所有

權ノ中カラ引拔論スルトソウデス濟國サンノ云フ通り別ニシテ宜シイダロウ假令バ地上權モ矢張り所有權中ノ支分權デ假令バ虛有權ヲ遺テ置キ後カラ用收權ヲ設定シテ居ル土地ハ跡デ用收權ヲ買タトキハ何ウカ

(松岡委員) 明瞭ニ云タラソレモ別々ニシテ宜シイ

(今村報告委員) ケレトモ向ウガ付テ行クカラ

(松岡委員) 私ハ家ハ家土地ハ土地ト明言ガアレバ一所ニナルナケレバ各獨立ノモノト所有權ヲ別ニシテ宜シイト思フ

(村田委員) 末項右ノ外ハ元トノ通りカ

(今村報告委員) 元トノ通りデス

(委員長) 建物ト云テモ建築小屋見タイノモノナレバ是非遺ルノダカラ

(南部委員) 一体四十七條カラ附屬物ト見ラレヌ事ニナル建築植

付ハ付屬物デナイ自然ノ付屬物ハナイ地ハ贈與シテモ家ハ付カヌト見ナケレバナラン

(今村報告委員) 自然ノ付屬物デハ御座リマセン私ノ考ヘハ取除ケテシタイ

(南部委員) 之ハ後カラ家ヲ建タモノハ家ヲ建テ在テ土地ヲ遺ルト云テモ家ハ向ウヘ行カヌト云フ様ニシナケレバナラン、ソウスルトズート押シテ行カレル

(今村報告委員) 日本人ノ頭マニハソウ云フ事ハナイカラ外ノ付屬物ハ付屬物デス

(南部委員) ソレハ宜シイカズート不動産ノ事ヲ押シテ行カレルカ

(清岡委員) ソウ云フ理窟ヲ無理ニ付ケナケレバナラン事ハナイ之ハ箇様々々ニセヨト云フノダカラ道理ニ基クナレバ云ハンデモ

宜シイダロウ

(今村報告委員) 道理ニ基クト云フ事ハ地上權ハ、家ハ何所ニ付テ居ルカ地所ニ付テ居ルカラ地上權ト云フ道理ハ立ツト思フ

(委員長) 其方カラ云フト植物モ地上權デナイトハ云ヘヌカラネソレハ慣習デハ多クハ土地ト云フト上ノ物ノ付テ居ルノガ多イカラネ々々明言シナケレバナラント云フト何ウカ

(今村報告委員) 植物ハ幾分カ見込デ林ユスルノデナイト植物ハ地上權ノ上カラ付テモ宜イ

(南部委員) 彼デ植ヘタノハ往カン

(今村報告委員) 地上權ガ付テ往カン様ニシタラ宜カロウ

(委員長) 此所ハ小普請デハ往カン全体地上權ト云フノチ民法上デアリマス姑ク置イテ全部買イテ見ナイト往カン

(今村報告委員) 地上權ト下ノ所有ト別ニナツタモノ地上權丈ケ

民取十ノ一二四

處分シテ下ノ所ハシナイ、トカ下ハ處分シテモ上ハ付カント云ヘバ宜シイ

(委員長) 理論ハ立タヌ事ハナイガ上ノ物ナレバ家ト共ニ論ジナケレバナラン

(南部委員) 人ノ建タ物ハ地上權ニナリ他人ノ地所ト家ハ別物ニナツテ居ルカラ地所ノ所有者ト違テ居ルカラ自分ノ建タ家ナレバ地上權ヲ以テ論スル事ハ往カン

(松岡委員) 此間モ論ガ起テ明示ナキヲ入レタガ日本人ノ思想デハ家ヲ造ロウ地面ヲ造ロウト云フハ各別ダカラト云フ事ハ「ボアソナード」ニ聞タカネ

(今村報告委員) 聞タ所ガ向ウモ承知シテ居ルノデ日本ノ慣習ハト餘程考ヘテハ居リマシタガ改メテ來マシタ今議シテ居ル様ニ改メタノデ何レ云フニ前項ノ通り地上權ヲ以テ造タトキハ家ハ於伴

セント今度ハ土地ガ主デアル

(松岡委員) 遺言スル時分ニハ急激ニナツテ何所ノ地面ハ難レニ
遺テ呉レト云テ肝腎ノ結構ノ地面ヲ言ハン内ニカツクリ往テ仕舞
タラ何ウカ

(南部委員) 姑ク之ヲ置イテハ何ウカ

(委員長) 宜カロウデハナイカ

(尾崎委員) 宜カロウ

本條ハ改正案ニ決ス

(今村報告委員) 第六百三條ノ一項ノ議論ガ六ヶ敷クツテ二項ハ
少し重末ニ通テ居ルガ照應ガ悪イカラ魚ニ付テモ亦同ジト致シマ
シタ

(委員長) 魚類トヤルカ

(笑作委員) 宜シウ御座イマシヨウ

第六百三條第二項左ノ如ク改ム

私ノ池湖又ハ水流ノ中ニアル魚類ニ付テモ亦同シ

(委員長) ソレデハ是ヲ措キマス

于時二時十五分開會

民法草案取得權專章第五十一回
自第六百九十六條

民法十ノ二二六

民法草案取得編議事筆記第五十一回 自第六百九十六條

明治二十一年四月三十日午前第九時二十五分開會ス

(委員長) 始ノマシヨウ

○第六百七十六條朗讀ス

第六百七十六條 判事、檢事、書記及ヒ書記補ハ其職務ヲ行フ數
判所ニ於テ爭ハレ又ハ其數判所ニ於テ訴訟ノ目的タルヘキ本性
ノ物權又ハ人權ノ得取者トナル事ヲ得ス

右同一ノ制禁ハ辯護士及ヒ公證人カ其職務ヲ行フ地ヲ管轄スル
數判所ニ付セラル、事ヲ得ヘキ爭ハレタル權利ニ付キ是等ノ者
ニ之ヲ適用ス(第一千五百九十七條)

(稟報報告委員) 爭ハレ且ト云フ字ハ翻譯ノ誤リデアリマス

(松岡委員) 書記補ガ通入テ肝腎ノ檢事補ガ通入ンノハ何ウ云フ

モノカ

(南部委員) 試補ノ方ハナイ

(栗塚報告委員) 判事、檢事ノ中ニハ補助官モ大審院長迄進入テ

居ルノデ實ハ裁判官檢事云クハ檢察官ト云タモ同ジデアリマス

(松岡委員) 書記ノ補ト云フモノハ別立チタモノガアルカラト云

フノデスカ

(栗塚報告委員) 構成法ニ從テ改メナケレバナラヌ

(清岡委員) 檢事補ノ書記補ト云フモノハナイ

(栗塚報告委員) 書記補ト云フノハ實ハ書記官書記ト云テ居ルノ

デス

(村田委員) 英文ニモ書記補ト云フノハナイ

(栗塚報告委員) 責任ヲ負フ人ハ書記一人シカ御座イマセン

(村田委員) 書記補ト云フノハナクモ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 書記文ケデモ宜シイ

(南部委員) ソレ丈ケデ宜シイ

(清岡委員) 補ハ副テモ宜シイ

(松岡委員) 當リ前ハ之デ宜サ、ウナモノデス

(清岡委員) 有體見タイモノデアリマスマイカソレデ云タノデ

ハアリマセンカ

(栗塚報告委員) ソウデス書記ハ一人シカ居ランノデアリマス跡

ハ司法大臣ガ許シタ書記ニ出シタ人デアリマス

(松岡委員) 獨逸デハ一人ノ書記ガ責任ヲ居ルノデス

(栗塚報告委員) 佛蘭西ニハ書記一人デアリマステ居ル實際訟廷ヘ出

テ仕事ヲスルノハ書記補デアリマス

(松岡委員) ソレハ違フ

(南部委員) 及ビ書記トシテ宜シイデシヨウ

(委員長) 及ビ書記ハ宜カロウゼ

(松岡委員) 現ニ争ハレテ居ルノデスカ

(村田委員) 現ニト云フ字ハ英文ニアルガ佛蘭西ニモアリマスカ

(栗塚報告委員) 當事者間ノ争ヒガ現ニ訴訟ノ目的デアリマス

(松岡委員) 其職務ヲ行フ裁判所デ訴訟ノ目的タルベキト云フト

末ダ訴訟ニナラヌトキノ事ヲ指ス様ニ聞ヘルガソウ云フ關係デハ

ナイカ

(村田委員) 現ニ裁判上争ヒニナツテ居ルモノト云フノデアリマ

スカ

(栗塚報告委員) 當事者間ノ争フテ居ル其上ニデス

(松岡委員) 現ニ争ハレテ居ルノト又已ニ争ハレントスル場合ニ

モカ

(栗塚報告委員) 始メ争ハレ又ハ裁判所ニ於テト云ヒタイガソレ

デハ往カンカラ改メテ來タノデス

(松岡委員) 争ハレト云フノダロウ現ニ争ハレテ居ルモノ、殆ン

ト争ハレカ、ツテ居ルモノト兩方含ム意味ニナルカ

(栗塚報告委員) 殆ント争ハレカ、ツテ居ルト云フ事ハ原文ニナ

イ現ニト云フノダ争ハレト云フノハ現在デアリマス

(南部委員) 争ハレト云フノハ假令ハ始審裁判所デ争ハレ訴訟ニ

ナツテ控訴ニナツタト云フ始審裁判所デ争ハレソレカラ控訴ニシ

ヨウト云フ場合デシヨウ

(松岡委員) 争ハレト云フ事ハ將來ト現在ト又ト云フ字ニ關係ハ

持タヌデシヨウ

(栗塚報告委員) 争ハレベキデハ往カンノデス

(松岡委員) スルト下ノ裁判所デ訴訟ノ目的タルト云テハ如何

(栗塚報告委員) 目的デアアル性質デアリマス

(南部委員) 私ハ少シ違フ双方争ハレテ訴訟ヲ出スト云フ場合ニ

ナツテ居リマス

(果報報告委員) 訴訟ノ目的タルベキ本性ト云フノダカラ

(松岡委員) 目的タルベキト云フト之ガ目的ニナラル、ト云フ様

ニカ、スルト現在争ツテ居ラン様ニ聞ヘル

(果報報告委員) ソレダニ依テ其上ニダ

(松岡委員) 訴訟ノ目的タルベキト云フト目的ト爲ラル、將來ヲ

言ムノデハナイカ

(果報報告委員) 將來デハナイ

(村田委員) 裁判所ニ於テ訴訟トナル目的トナルニ違ヒナイト云

フノデ英文ハ殆ント云フノダカラ裁判所ニ於テ訴訟ニナルモノト

云フノデヨウ云フモノハ往カヌト云フノダカラ

(松岡委員) 直ニ争ハレト云フハ當事者間ノ争ハ訴訟デナケレバ

ナラン

(尾崎委員) 裁判所ハ往カン内ノ争ヒダネ

(果報報告委員) 南部君ノ御話ノ様ニ始審ニ出テ居ル是非控訴ヘ

行クモノダロウガ控訴デハ出来マセント云フ意味ガアル

(松岡委員) 無論デシヨウ

(果報報告委員) 狭ク取ルト始審デ争フナレバ始審始審判事丈ケ

シカ出来マセントナル又控訴へ行ケバ始審ノ様ニ出来ル様ニナル

カソウデハナイ

(南部委員) 訴訟ノ目的タルベキト云フ性質デシヨウ

(松岡委員) タルト云フテハ何ウカ

(果報報告委員) タルト致シマシヨウ

(松岡委員) 註カラ見ルト將來モ一所ニ云フ様ニ見ヘル

(果報報告委員) 目的タルト本性ノ物權ト致シマシヨウ

(松岡委員) ソレガ宜シイ

(村田委員) 英文ニハ本性ト云フ字ハナイ

(松岡委員) 言約ノレバ本性トナクトモ宜シイガ之ハ仕方ガナイ

(委員長) 佛蘭西文デハ目的タルベキデナケレバナランベキチ除

テモ分ラン事ハナイガホ之ヲ辯護人公證人裁判官檢察官兩方ニ關

シタノハ辯護人裁判官トカ公證人トカ檢察官ノヤツタトキハ辯ハ

ヌカ

(栗塚報告委員) 自分ノ權利ヲ争フハ宜シイガ訴訟ニナツテ居ル

モノヲ買フ事ハ出來マセン佛蘭西デモ知事部長ハ其土地ヲ買フ事

ハ出來マセン様ニナツテ居ルノデアリマス

(南部委員) ソレハ大變良イ法デスネ

(松岡委員) 日本ニハ知事ガ買フ事ニナツテ居ルケレトモ知事ガ

買フ事ハ出來ヌ

(南部委員) 只今ハ買フ事ガ出來ル

(清岡委員) 詰リ之ハ官吏ノ事ダカラ民法デハ餘リ云フタ方ガ宜
シイ

(委員長) 大概他人ノ名デヤツテ居ルノデス

(尾崎委員) ケレトモ裁判官ニハ御座イマセン地方官ニハアリソ
ウデスネ

(委員長) 宜シクバ夫ヘヤリマシヨウ

本條ハ「書記」ノ二字ヲ「補」ノ一字、「ヘキ」ノ二字ヲ削
リ原案ニ決ス

○第六百七十七條朗讀ス

第六百七十七條 前條ヨリ生スル無効訴訟、讓渡人、争ハレ即チ
争ニ係ル權利ノ被讓渡人及ヒ其相續人又ハ其承續人ニアラサレ
ハ之ヲ行フ事ヲ得ス

又争ハレタル權利ノ被讓渡人ハ讓受人ニ其讓渡ノ現價ト辨濟ノ

日ヨリノ利息トテ辨償シテ右ノ權利ノ受戻ヲ爲ス事ヲ得(第一千六百九十九條)

右ハ總テ違背者ニ對スル懲戒刑ノ適用ヲ妨ケス

(果報報告委員) 「即チ争ヒニ係ル」ハ關リマシタ

(松岡委員) 裁判官檢察官書記ハ懲戒裁判ヲスルソヨト云フノカ

(果報報告委員) 左様懲戒ヲモ喰フゾヨト云フノデス

(松岡委員) 懲戒罰ト云フ方ガ宜シイ

(村田委員) 矢張り刑ハ刑デスネ

(果報報告委員) 懲戒刑ト云フハ少シ謙ヒガアル懲戒罰ト云フノ

ハ未ダ法律ハ使ハヌナ懲戒處分ト云フノハアルガ處分デハ適用ガ

オカシイナ事口開ト云フ字ニシテ實チ實ヒタイ

(果報報告委員) 刑法ノ刑ノ字デアリマス、斷リ名詞デアリマス

形容詞デアハリマセン懲戒罰モオカシイ併シ懲戒刑モオカシイ、

懲戒ノ適用ヲ妨ケズデハ如何デシヨウカ

(松岡委員) 懲戒刑デモ足りナイ様ナ心持ガスル

(村田委員) 譲渡人ト云フノハ英文ニハ六ヶ敷ク書キマシタ、無

効ノ訴權ハ争訟アル權利ノ譲渡人又ハ其權利ヲ害セラレタルモノ

トコウアリマス

(松岡委員) 被讓渡人ハ讓渡人カラ取ルノハ元ノ權利ヲ持テ居ル

ノダカラ取ルノデ前ノテ見ルト讓渡人ノ手ヘ戻ル事ニナルダロウ

(南部委員) 被讓渡人ハ無効訴權デ取消ス、一旦ハ果報君ガ元ト

物品ヲ私トノ間デ争テ居ル私ハ貴君ニ賣買シタ所ガ私ガ買ケレバ

直ダ貴君トノ賣買約束ハ取消果報君ヘ行クノダ

(果報報告委員) 品物ノ實ハ何ウ云フモノヲ書クノカ裁判ノ結果

ダカラ分カラン

(南部委員) 取消人ハ何カ即チ被讓渡人ガ取消スノデス果報君ノ

品物ト分ツテカラデナケレバ取消ス事ハ出来マセンカラシテ果報
君ノ品物ト分レバデス

(松岡委員) 願ニ云フト種々變更ガ生ズルガ被讓渡人ト云フト一
方ニ離レテ居ルトスルト違タ人へ譲受人ト元ニシヨウト向ウ働カ
ラロチ出スカラ一應讓渡人ニ戻ル事ダ二項ハ讓渡人ニ關係セズ行
ク様ニ見ヘルナ

(村田委員) 二項ハ事ヲ止メテ仕舞ノダネ

(南部委員) 上ノ方ノ無効ガ立タトキ直接ニ受戻ス事ガ出来ルト
云フ丈ケノ事ダ

(尾崎委員) 代價ヲ拂ハヌニハ只取レト云フ丈ケダ

(南部委員) 二項ノ場合ハ訴訟セゼシテ是丈ケノ簡便法ガアルト
云フ語ダ

(委員長) 持出サヌニ行ケルノカ

(南部委員) 左様デス

(清岡委員) 無効訴權ガアツテソレハ就成シタトキハ行クノデシ
ヨウ

(委員長) 折合ハヌトキハ裁判所へ出ナケレバナランネ

(栗原報告委員) 左様デスソウナツテモ無効裁判ヲ受ケナケレバ
ナラン

(尾崎委員) ソウデスカ

(委員長) 被讓渡人ガ何ダロウ云テアツテ外ノ者ハ言テナイトカ
其簡略主義デヤツタノデシヨウ

(村田委員) 之ガ出来ルノデシヨウ相續人承繼人ニ遺ル事デハナ
イ被讓渡人ガ面倒クサイカラ買戻シテ仕舞テ前ノ訴訟ニナツタノ
ダカラ訴訟ノ前ニ片付ケルノデシヨウ

(松岡委員) 跡デモ出来ルノデス

(尾崎委員) 相続人モ承継人モ行ケソウナモノデス

(村田委員) 之ハ前ノ訴訟ヲ起スモノ何ウ云フモノカ無効訴權ガ
出來ルカト云フノダ現ニ當事者ガ與ヘタノデナケレバ分リマセン
カラネ

(尾崎委員) 相続人ガ知テ居ラヌ場合サ

(委員長) 前ノ被繼承人及ヒ其相続人又ハ承継人トアル無効訴權
ヲ言出ス人間ガ被繼承人ヨリ出來マセン

(松岡委員) 矢張り省タ方デシヨウ

(村田委員) 簡略主義デハナイト思フ相続人トナル段ヲ經テ居ル
モノネ

(南部委員) 何方カラモ出來ルト思フ

(村田委員) 前ノ訴權トハ違フダロウ

(松岡委員) 今一ツ言テ見ルト相続人ト云フノハ全体云ハヌデモ

當リ前ナ訴テ親ガ貸シタ金チ子ガ取ルニ何ノ子細ガアロウカ、ケ
レトモ承継人ガ出ルト相続人ノナイモノガ來ル場合ガアルカラデ
ス

(清岡委員) 私ハ村田君ノ説ガ宜シイト思フ被繼承人ハ權利ヲ以
テ出來ルガ併シ訴訟ヲ爲ス人ガ先ヘ進ンデ繼承人ニアル丈ケテ示
ス次ハ被繼承人ガスル訴訟ヲ行フ事ガ出來ルノデ二項ノ方ハ出來マ
セン是非訴權ヲ行フテ定マツタ上ダロウ

(松岡委員) ソウナルト工合ガ悪イゼ

(清岡委員) 直接ノモノデナイカラ訴權ト云フモノハ擴張シテ相
續人繼承人迄及ホシテ居ルノデス

(松岡委員) 註ニハ相続人繼承人ノ事ハ云テナイ即チ訴權ニ取テ
モ法律ノ保護セントスルモノ被繼承人ニ屬ストアル

(栗原報告委員) 被繼承人文ケダロウト思ヒマス

(委員長) 何ウ云フ譯デシヨウ

(南部委員) 理由ハ何ウ云フ譯ケデ——必竟云テ屬ル様ニ見ヘル
ガ訴訟費用チ多クスル爲ノ寧ロ訴訟セズ値ガ付ケラレシメ金ヲ引
利息ヲ渡シテ權利ヲ受戻シスルト被議人ガ許セバ相續人モタダ此
等ハ許ス方ガ當リ前ニ思フ

(委員長) ソウラシイ必竟便方ダカラ相手方ガ折合ハヌトキハ訴
訟シナケレバナラン、折合ヘバ行ケルダロウ

(尾崎委員) 誰ガ東チモ權ノアル人へ渡サナケレバナラン

(村田委員) 法律デ、ソウ極ノル事ハ出來マセンデシヨウ

(栗原報告委員) 權能チ與フルカ否ダ

(委員長) 被議人丈ケハ特權ガアレバ宜シイ

(清岡委員) 相續人ハ特別ダガ權承人杯ハ遺入ルト附分廣クナル
カラソレハ廣イモノハ權利ノ受戻シチ爲ス事ヲ得ト云フテ當然權

利ヲ與フルハ工合ハ宜シクナイ

(松岡委員) 相續人繼承人ハ無論遺入ルベキト思フ

(尾崎委員) 之ハ問フ事ニシヨウ

(松岡委員) 私ハ遺入ラント思フ

(南部委員) 無論遺入ルダロウ

(委員長) ソレデハ問フ事ニシマシヨウ

(栗原報告委員) 註ニハ何トモ申シテ屬リマセン成程一私人ノ特
權トモ云ハレマセンホ債務者ノ身體ニ付テ權利トモ云ヘヌシ承繼
人ニ至テハ驚キマスネ

(松岡委員) 此所チ驚タト上モ驚カナケレバナラン

(栗原報告委員) 承繼人ハ金ヲ持テ利息チ拂ヒ取テ來ルト云フ事
ハ御座イマスマイ、之ハ早速問ヒマシヨウ

(委員長) 懲戒處分トヤツタカ

(村田委員) 懲戒處分適用ヲ妨ケスデ宜シイデシヨウ

(南部委員) 刑ガ惡ケレバ罰デ何ウカ處分ト云フハ何ウモ性カン

(栗塚報告委員) スルト處分ヲ防ケスト云ハナケレバナラン適用

トハ云ヘヌ

(南部委員) 處分トスレバ適用ヲ除レバ宜シイ

(栗塚報告委員) 意味ニ變リハナイ

(村田委員) 適用ト云フ字ハ其ニハナイ

(委員長) 懲戒處分ヲ防ケストヤロウデハナイカ

(松岡委員) 其方ガ宜シイ

(清岡委員) 刑ノ内カ罰ノ内カ

(栗塚報告委員) 佛國西デハ刑ヲ行フハ即チ罰デアリマス罰ト云

フモノガーツアルノデハアリマセン刑ト罰ト同ジデアリマス

(委員長) 先ヘ行キマシヨウ

本條ハ起業者ニ質問スル事ニシ未決

○第六百七十八條朗讀ス

第三款 賣ル事ヲ得サル物

第六百七十八條 賣買カ本性ニ因リ一般ニ通易スル事ヲ得サル物

又ハ特別法ヲ以テ各人ニ處分權ヲ拒絕シタル物ヲ目的トスルト

キハ其賣買ハ無効タリ(第一千五百九十八條)

此賣買ノ無効ハ抗辯ノ方法ヲ以テスルト訴權ノ方法ヲ以テスル

トチ同ハス當事者雙方ヨリ之ヲ授囑スル事ヲ得

若シ當事者ノ一方カ曉諭ヲ以テ賣買ノ制禁ヲ隱蔽シタルトキハ

其一方ハ損害賠償ノ責ニ任ス

(松岡委員) 當事者ノ一方ガ隱蔽シタルトキハ其一方ト云フト他

ノ一方ト云フハ除ケテハ如何

(栗塚報告委員) 三其字ヲ入レタノデス

(村田委員) 其ト云フ字ハ消ヘテ居ルノデス

(松岡委員) 其損害賠償ト云フタラ宜シイ

(村田委員) 當事者ノ一方ガ責ニ任ゼズダ

(松岡委員) 損害ト云タラ相手方ト云フハ分テ居ル

(尾崎委員) 審シテ宜シイ

(栗塚報告委員) 若シ當事者ノ一方龍斷ヲ以テ買賣ト云フタラ若シ當事者ノ一方ガ損害賠償ノ責ニ任ゼズト云ヘルカ、ガト致セバ分ル様デス

(村田委員) 各人ニ處分權ヲ拒絕シタトキト云フハ英文ニハ禁ジタルトアリマスカ之ハ禁シタルニシタイ

(村田委員) 宜サ、ウデス

(栗塚報告委員) 處分權ハ禁シタル物ヲト云フハオシイ事デアリマス拒絕ト云フ言葉ハ容易デスネ

(村田委員) 禁シタルデ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) チ直シニナツテモ宜シイ

(松岡委員) 宜カロウ

(栗塚報告委員) ソウシタラ各人ハイラヌナ

(村田委員) 各人ニ禁シタルダ

(栗塚報告委員) 處分權ハアル併シナガラ之ヲ行フテハナラント云フノデス

(村田委員) 處分權ノ權ノ字ハナイ處分チナス事ヲ禁スルダ

(栗塚報告委員) 處分權ノ權ノ字ハイラヌ

(南部委員) 處分チ禁スルト云フト違フ

(栗塚報告委員) 處分ト云フ字チ入レタノハ悪イナ懲戒處分ト云フハ何ウモ始終處分ト云フチ用ユルト次ニモ處分トアルカラ此所ノ懲戒處分トハ意味ガ違フノデアリマス

日本學術振興會

(南部委員) アレハ罰ト云フ方ガ宜シイ

(村田委員) 前ノハ懲戒罰トシテ宜シイダロウ

(委員長) 懲戒罰ノ適用ト云フカ知ラン

(栗塚報告委員) 私ノ思フニ、懲戒ヲ妨ケスデ宜シイデシヨウ

(委員長) 懲戒罰トスルカ

(栗塚報告委員) 懲戒罰ヲ妨ケストスレバ宜イ

(松岡委員) ソウシヨウ

(委員長) 前ノ條ノハ懲戒罰ヲ妨ケストヤリマシヨウ

(今村報告委員) 前ノ條ニ承權人ガ導入ルヤ否チ「ボアソナード」

ニ間ヒマシタガ分リ切タ事ヲ繰返スモナンダカラ審カヌ前ハ承權人モ導入ルノデス

(村田委員) 承權人ガ導入ルカネ

(松岡委員) 承權人ガ導入ルト云フハ随分オカシイ

民取十ノ一三七

(委員長) 承權人ヲ入レルカ

(栗塚報告委員) 入レタ方ガ宜シカロウト思ヒマス

(南部委員) 相續人及ビ其承權ト入レルカ

(委員長) 此所ハ禁スルトヤツテルモ宜シイカ

(栗塚報告委員) 宜シイト思ヒマス

(栗塚報告委員) 六百七十七條ヘモ導入リマス

(委員長) 被讓渡人ト云フヲ除テ宜シイカ

(松岡委員) 上ニ讓渡人ト云フガアル上デ云フハ讓渡人ノ相續人モ承權人モ被讓渡人ノ相續人モ承權人モ皆云ヘル

(南部委員) 併シナガラ其人ガ導入ラヌト云フカラソウ云フ説モアツタカラ明カニ入レタ方ガ宜シイ

(松岡委員) 報告委員モ導入ラヌト云フ位ヒナモノダ

(今村報告委員) 併シ少シ考ヘテ見レバ無論ダナ

日本學術振興會

(尾崎委員) 悪クスルト裁判官杯ハ無論デスゼ

(松岡委員) 相續人位ヒデ置クト宜シイ

(委員長) 被讓渡人ト云ハズ前項ニ掲ゲルモノハ讓渡人ニ原價ヲ拂テ戻ス事ガ出來ルト云ヘバ宜シイ

(南部委員) ソウハ云ハレマセン

(委員長) 被讓人バカリト後ニアルカラネ

(清岡委員) 拒絶シタモノハ願ヒガ受理セント云フハ何ウカ

(委員長) 禁ズルト譯シタ事ガアルカ

(栗塚報告委員) 同ジ事デス改ノル必要モナシ又改メテナラヌ必

要モアリマセン

(松岡委員) 禁ズルトシテ通テ行キマシヨウ

(委員長) 佛蘭西文ハ書替ヘナケレバナランネ

(栗塚報告委員) 拒絶デハ分ランガ若シ分ルナレバコウシテ置キ

タイ

(松岡委員) 法律デ拒絶ト云フノハ強ラシイ字デス

(今村報告委員) 權利ヲ拒絶ト云フノガ構成法ニアリマシタ

(栗塚報告委員) 意味ニ格別ハ御座イマセン

(南部委員) 處分權ヲ禁ズルト云ヘルカ

(清岡委員) 宜カロウ

(栗塚報告委員) 時ノ權ヲ禁ズルノデハナイ時リチスル事ヲ禁ズルノデアリマス

(村田委員) 處分ヲ禁シタル物ガ一番善イ様デス

(南部委員) 處分ヲ禁シタルガ宜シイデシヨウ

(尾崎委員) 宜カロウ

(委員長) 處分權ヲ禁ズルトヤツテモ宜カリソウデス

(南部委員) 本ニ權ト云フ字ガナイカラ處分ヲ禁ズルデ宜シイデ

シヨウ

(松岡委員) スルト處分スルヲ禁シ禁スルヲ目的ニスルト云ハナケレバナラン

(栗塚報告委員) 處分ヲ禁シタルモノデ如何デシヨウ

(村田委員) 動詞ノトキハ一字ノ方ガ宜カロウト云フ説ダカラ

(委員長) 宜クバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「權」ノ一字及ビ「拒絕」ヲ刪リ「禁スル」トシ他ハ

原案ニ決ス尙ホ前條ニ波及シ「前條ノ第二項ノ被讓人ノ下」

及ヒ其相續人又ハ其承繼人」ト加ヘ末項「刑ノ適用」ノ四字

ヲ刪リ「罰」ノ一字ヲ加フ

○第六百七十九條朗讀ス

第六百七十九條 他人ノ物ノ賣買ハ當事者双方ニ對シテ無効タリ

(第一千五百九十九條)

然レトモ此無効ハ賣主カ賣買ノ際其物ノ他人ニ屬スル事ヲ知ラサルトキニアラサレハ賣主ニ因リ授囑セラル、事ヲ得ス互相ノ訴權並ニ抗辯ノ行用代價ノ返還及ヒ賣主ノ負擔シタル賠償ニ關スル規則ハ追奪ノ擔保ノ事項ニ關スル次款ニ於テ之ヲ定ム

(栗塚報告委員) 互相ノ訴權云々ハ第三項ニナルノデハ之ハ寫字ノ誤リデアリマスソレカラ「次款」トアルハ次節ノ間違ト思ヒマス、之ハ翻譯ヘ云フテ改メサセル積リデアリマス

(村田委員) 之ハ「次節」ノ誤リデシヨウ

(松岡委員) 第三ノ人カラ云フ事ハナイト云フノデスナ

(栗塚報告委員) 左様デス次ノ節ニ委シク云テアリマス

(松岡委員) 當事者双方ニ對シテ無効ダカラ其難カラデモ行ケルト云フノデハナイ双方丈ケノ間ト云フノカ

(栗塚報告委員) 左様何事等カラモ云ヘルト云フノデス

(松岡委員) 双方ニ對シテト云フト第三者カラ云フノデアロウト云フ様ニ見ヘハセンカ當事者双方間ト云ヘバ宜シイ

(村田委員) 双方ノ間ニ無効ダカラ此方カラノミト云フ字ガアリ
マスカ

(南部委員) トキニアラサレバ宜シイダロウ

(松岡委員) 「ニ因リ」ヲ賣主ヨリトスルカ

(清岡委員) 賣主ヨリ授囑スルヲ得ストヤロウ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座リマス、賣主ヨリ之ヲ授囑スルヲ得
スト致シマシヨウ

(村田委員) 之デ分リマス

(松岡委員) 當事者双方ニ在テハトシテハ如何

(栗塚報告委員) 宜シウ御座イマス當事者双方ニ在テハトシテ宜
シイ

(村田委員) 他人ト云フトキハ第三者ニト云フ事ハ悪イゼ

(松岡委員) 商法ニ他人ト云フ事ガアツタロウ

(栗塚報告委員) 第三者ハ他人ト云フハ御印ヲ付テ置テ志下サイ

(南部委員) 他人ニ關スト云フカ入レテアル

(委員長) 宜シクバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項「對シテ」ヲ「在テハ」トシ第二項「ニ因リ授
囑セラルル事ヲ得ス」ヲ「ニヨリ之ヲ授囑スル事ヲ得ス」ト
シ他ハ原案ニ決ス

○第六百八十條朗讀ス

第六百八十條 若シ契約ノ當時ニ於テ物カ全部滅失シタルトキハ
賣買ハ無効タリ但賣主カ此滅失ヲ知リタルトキ又ハ之ヲ知ラサ
ルハ其過取ナルトキハ善意ノ買主ニ對シ賠償ヲ負擔ス

若シ物カ一分ノ三滅失シ買主之ヲ知ラサリシトキハ買主ハ其損

擇テ以テ或ハ殘ル所ノモノカ自己ノ要用ニ不充分ナル事ヲ證明
シテ賣買ヲ銷除セシメ或ハ代價ノ割合ノ減少ヲ以テ賣買ヲ維持
スル事ヲ得但右二箇ノ場合ニ於テ賣主ニ過愆アルトキハ其損害
賠償ヲ負擔スル事ヲ妨ケス（第一千六百一條）
銷除ノ請求ハ買主カ一分ノ損失ヲ知りタル時ヨリ六ヶ月後又代
價減少ノ請求ハ二ヶ年後ハ最早受理セラレス但其他明示又ハ默
示ノ確證ノ場合ヲ妨ケス

（果報報告委員） 本條第二項「自己ノ要用」ハ「其用方ニ」ト翻
譯テ否率口起業者ガ直シテ參タノカモ知レン、直リマス

（松岡委員） 契約ノ當時ニ於テ既ニト云フ事カ

（果報報告委員） 物が全物滅失シタリテ、ソウデス既ニト云フ、
疾カラナクナツテ居タモノニナリマシヨウガ當時ナクナツタモ道
入りマシヨウ屬ヲ貴君ニ賣ル、直グ死ズト云フモ道入りマシヨウ

（清岡委員） 若シト云フ字ハ

（果報報告委員） トキハト云フト始終若シト云フノデアリマス

（清岡委員） 前條カラ起シテ來タ機ナ若シニ聞ヘル

（果報報告委員） ソウデナイ、若シコウデアツタナレバト云フ若
シデアリマス

（清岡委員） 前條ヲ承ケタ若シニナツテ居ルネ

（村田委員） 若シ一部ノミ減シタトキト云フノダ

（果報報告委員） 翻譯ハ當テ居ル様デス

（尾崎委員） 六ヶ月ハ他段ノ減少ノ二ヶ年ト云フハ商法デハ何ゾ
云テハ居リマセンガアリソウナモノデス

（村田委員） 商法ニ斯ウ云フ事ガアリマシタ物が無クナツテ居ル
ヲ知ラスニ船ガ沈ンデ仕舞テ居ルニ何トカシタトカ云フ途中ニ物
ガ無タトカ云フ事ガアリマシタ

(委員長) 期限ガアルカモ知レン

(栗塚報告委員) アレハ商人丈ケニ適用サル、一般ニ適用スルカラ宜シイデシヨウ

(松岡委員) 斯フ云フ事柄ハ商法ニ云ヒタイ

(委員長) 事柄ハアツタデシヨウ期限モ皆滅失シタトキハ全部滅失シテ向ウ一年ノ間ハ償ヒチスルト云フ事ガアツタゼ

(村田委員) アリマシタ場ケナイ前ニ契約シタ家ハ何ウト云フ事ガアツタ

(松岡委員) 此所ハ一口ニ云フト空物商ヒカ、目的ノ確定ノモノガナイト云フノダロウ

(南部委員) ナクナツタラト云フノダ

(村田委員) ソレデハ商法ノ第五百八十八條デアリマス期限ハアリマセン

(栗塚報告委員) 末項ハ何ウデシヨウ

(南部委員) 銷除ハ買主一分ノ滅失ヲ知リタルトキハ六ヶ月代價ノ減少ハ二ケ年ト云フノダ

(村田委員) 二項ハ佛蘭西ニハ御座イマセンカ若シ物ノ一方ノミ消滅シ買主之ヲ知ラサルトキハト英文ニアル其時ニ於テノミアマルノデアリマス

(栗塚報告委員) 御座イマセン

(村田委員) 其事實ヲ知ラサレバトハ申セマセンカ

(栗塚報告委員) ソレヲ知ラサレバトアルノデス

(委員長) 第三項ハ其銷除請求ハ六ヶ月間又代價減少ノ請求ハ何ヤト書カント工合ガ悪イ

(南部委員) トキヨリデスネ

(栗塚報告委員) 原文ハ銷除請求ハ六ヶ月間代價減少ノ請求ハ二

ケ年間ト云テ其間ハ何時カラカナレバ賣主一分ノ損失ヲ知りタルト
キカラト書イテアリマス

(清岡委員) 請求ハ其時ヨリハ此トオカシイ

(栗塚報告委員) 銷除請求ハコウ云フ事ヲシタ時カラト云ヘバ宜
シイ

(委員長) 滅失シタ時其請求ハ其時ヨリ六ヶ月トシテ其時ト云フ
ヲ入レルト宜シイ

(南部委員) 知りタルトキハデ宜シイ

(委員長) 時ヨリトシテ宜シイ

(栗塚報告委員) 此所ノ旨意ハ銷除訴權ハ六ヶ月又代價減少ノ請
求ハ右ノ時ヨリ二ケ年トシタカ宜シイデシヨウ

(村田委員) 代價減少ハ分ラン様デス

(栗塚報告委員) 其時ヨリト云フヨリ外工合ハアリマセン

(村田委員) 買主ヲ先ニ書ク方ガ宜シイ

(委員長) 其方ガ分ルカ知ラン

(村田委員) スルト分リマス

(南部委員) 銷除訴權ハ知りタル時ヨリト讀ンデ仕舞

(栗塚報告委員) 註解ニ括弧ヲ入レテ、買主一分ノ損失ヲ知りタ
ルトキヨリトヤツタラ分リマシヨウガソウ云フ文例ガナイカラ英
文デモ銷除訴權ハ何々デシヨウ

(村田委員) 左様デス

(委員長) 代價減少ノ請求ハ右ノ時ヨリトスルカ

(栗塚報告委員) ソレガ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(村田委員) 減少ノ請求ノ時ヨリトシテカ

(松岡委員) 其他ト云フノカオカシイ

(果報報告委員) 明示黙示確認ノ場合ヲ妨ケズデス

(委員長) 承諾シタラ構ハヌト云フノダネ

(果報報告委員) 他ノ場合ト云フノデス

(村田委員) 其他ト云フハナイ方ガ宜シイ

(果報報告委員) 之ハ黙示ノ確認ノ場合デアリマスカラネ

(南部委員) 但明示又ハ其他ノ確認ニテトヤロウ

(果報報告委員) 六ヶ月ニケ年過ギレバ黙示ノ確認ト云フノデス

言フベキヲ言ハズニ置イタカラナクナツテ仕舞、ト云フノデス

(松岡委員) ソウデスカ

(南部委員) 其他ト云フノハナクトモ宜シイダロウ實際暗黙ノ確

認ニ違ヒナイ只法律ガ定メテ置ク丈ケノ話ダ

(村田委員) 其他ト云フ字ヲ入レルハ眼障リダ

(清岡委員) 其他ト云フ字ハ暗黙トモナケレバナラン

(委員長) 分ル事ハ解ル明示黙示ノ確認ガアルトキハ此限ニアラ

ズダ

(果報報告委員) ソウ云フ事デス

(松岡委員) 受理セラレタト云テ下ニ妨グズト云フハ何ウセ分ラ

ン

(南部委員) 其他ガアルカラダロウ

(委員長) 宜シクバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「自己ノ要用」ヲ刪リ「其用方」ト翻譯ニテ改メ末項

「請求ハ」ノ下ハ「右ノ時ヨリ」ノ四字ヲ加フ其他原案ニ決

ス

○第六百八十一條朗讀ス

第二節 買買契約ノ効力

第一款 所有權ノ移轉及ヒ危險

第六百八十一條 買賣契約ハ賣ラレタル物ノ所有權ノ移轉及ヒ危險ニ付テハ第三百五十一條、第三百五十二條、第三百五十五條及ヒ第四百三十九條ニ定メタル如キ普通法ノ規則ニ從フ（第一千五百八十四條、第一千六百二十四條）

（委員長） 第三百五十二條ハ契約ノ所デスカ

（栗塚報告委員） 左様デアリマス

（村田委員） 前ノト違テ此方ハ移轉トナツテ居ルネ

（松岡委員） 移轉デ宜シイ

（栗塚報告委員） 前ハ翻譯デ直シマシヨウ

（清岡委員） 移轉方ガ宜シイデシヨウ

（栗塚報告委員） 移轉ノ方ガ宜サ、ウデスネ

（委員長） 宜シクバ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百八十二條朗讀ス

第六百八十二條 若シ賣買ノ目的カ不動産ナルトキハ其契約ヲ賣主ノ特定且善意ノ承權人ニ對抗スル爲メニハ第三百六十八條以下ノ明文ニ從ヒ之ヲ登記スル事ヲ要ス

第三百六十六條及ヒ第三百六十七條ハ右同一ノ目的ヲ以テ有體動産及ヒ債權ノ賣買ニ之ヲ適用ス

（村田委員） 賣主特定且善意ノ承權人ト云フ「チートル」ト云フ字ガ使テアリマスカ

（栗塚報告委員） 特定ノ承權人デス「チートル」杯ト云フ字ハ御座イマセン

（清岡委員） 二項デスネ之ハ妙ニ書イテアリマスガ違ヒハセンカト思フ右同一ノ目的ヲ以テ有體動産及ヒ債權ノ賣買第三百六十七條ノ有體動産及ヒデハナイカ

(果報報告委員) 第三百六十七條ト云フモノハ賣買ニ適用スルゾ
ヨ何ノ爲ノカナレバ恰ト前ト同ジ意味ヲ第三者ニ向テ對抗ガ出來
ル爲ノニアリマス

(清問委員) 爲ノニ登記スル三百六十條ノ有體動産及ヒ債權ノ賣
買ニ前項ヲ適用スルト云フノカ

(果報報告委員) 否、ソウデナイ第三百六十條、第三百六十七條
ニ依テ不動産ハ登記スルガ併シ動産ハ斯ウスルト云フノデアリマ
ス

(松岡委員) 之ハ分テ居ル

(委員長) 宜カリソウデスネ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百八十三條朗讀ス

第二款 賣主ノ義務

第六百八十三條 量定物ニ關スルトキハ賣主ハ所有權ヲ移轉スル
ノ義務ノ外賣ラレタル物ヲ引渡スノ義務、引渡ニ至ルマテ其物
ヲ保存スルノ義務及ヒ下ニ定メタル原由ニ基キタル妨礙並ニ迫
害ニ對シ買主ヲ擔保スルノ義務ヲ有ス

修正 「量定物」ノ上ニ「賣主ハ」ノ三字ヲ置キ「トキハ」
ノ下「賣主ハ」ノ三字ヲ刪ル

(果報報告委員) 修正シテ賣主ハト云フノヲ始メニ出シテ、賣主
ハ量定物ニ關スルトキハ何々義務トシナイト八十三條ハ量定物ハ
カリテ云フ杯ニ見ヘルカラ始メニ賣主ハヤツテ修正致シマシタ之
ハ南部委員ノ修正デ私等モ至極ト斷テ氣ガ付キマシタ

(尾崎委員) 修正ハ宜シイ

(委員長) 宜クバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百八十四條朗讀ス

第一則 引渡ノ義務

第六百八十四條 賣主ハ賣リタル物ヲ其合意セラレタル時期及ヒ場所ニ於テ其現存ノ形狀ニテ引渡スノ責ニ任ス但保存ニ付キ懈怠アル場合ニ於テ買主ニ對スル賠償ヲ妨ケス

引渡ノ時期及ヒ場所ニ付キ合意アラサルトキハ第三百五十三條第六項及ヒ第七項ヲ適用ス一第六百四條乃至第六百十一條、第六百十四條一

然レトモ若シ買主カ代價ノ辨濟ニ付キ合意上ノ期間ヲ續サリシトキハ賣主ハ其辨濟ヲ受クルマテ物ノ占有ヲ留置スル事ヲ得若シ買主賣買ノ後破産シ若クハ無資力ト爲リ又ハ賣買ノ前ニ係ル其無資力ヲ隠蔽シタルトキハ代價辨濟ノ爲ノ期間ヲ許與セラレタルトキト雖モ賣主ハ尙ホ引渡ヲ遲延スル事ヲ得一第六百

民取十ノ一四七

十二條、第六百十三條一

(修正) 末項左ノ如ク修正ス

賣主ハ代價ノ辨濟ノ爲ノ期間ヲ許與シタルトキト雖モ若シ買主カ賣買ノ後破産シ若クハ無資力トナリ又ハ賣買ノ前ニ係ル其無資力ヲ隠蔽シタルトキハ尙ホ引渡ヲ遲延スル事ヲ得

(栗坂報告委員) 末項ヲ修正致シマシタ

(村田委員) 此方ガ宜シイ様デス之ナレバ英文ガ悉皆當リマス

(栗坂報告委員) 佛文モ斯ウデス

(村田委員) 三項モ賣主カラ書キ出スト宜シイ

(栗坂報告委員) ソレヲヤツテ見マシタガ往カンノデ此通書イテ

同ジニ讀ノルノデアリマス

(松岡委員) 期間ヲ得サリシトキハト云フト買主ニ係テ仕舞ノデ

何ウカ

(清岡委員) チト分り悪イネ期間ヲ得サリシトキハ留置スル事ヲ得ト云フハ

(松岡委員) 商法デ云フト満期ダネ

(村田委員) 満期デナイ先ノ時間ノ許ヲ請フト云フノダカラ謂ハレ難クデスネ

(清岡委員) 拂ヒ方ヲ延スノダ代價ノ辨濟ニ付テ期間ヲ得ント云フノダ

(栗塚報告委員) 元來佛蘭西文ハ然レトモ賣主ハ代價ノ辨濟マテ占有ヲ留置スル事ヲ得トアルノダ若シ買主カ此事ニ付テ合意上ノ猶豫ヲ得サリシナラバトアルノデス

(村田委員) 其通りデス

(清岡委員) ソレナレバ宜シイ

(栗塚報告委員) 賣主ハ代價ノ辨濟ヲ受クルマデ物ノ留置ヲ得但買主ガ此事ニ付テ合意上期間ヲ得サリシトキハ此限りニ在ラズデス

(清岡委員) 文章ノ書キ方ハ前譯ニシテ宜カロウト思ヒマス

(村田委員) 前ハ合意セラレタル間ト云フハ是カラ先ノ期間ダカラ

(栗塚報告委員) 得サリシハ得ル事ヲ得ルノ意デス

(清岡委員) 代價ノ辨濟ニ付テ合意上期間ヲ得ルト云フノハ期限ガナイト云フ様ナ理窟ニナルノダネ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 期限ガナケレバ無期限カ

(尾崎委員) 物ヲ買フテ代價ヲ拂フ事ノ無期限ト云フ事ハナイ合意ナレバ宜イカ左モナケレバ代價ヲ拂ツタト云フ事ハナイ

(委員長) 食事ニ致シマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時零時五分

午後一時開會

(委員長) 始ノマシヨウ

○第六百八十五條朗讀ス

第六百八十五條 賣主ハ一般ニ契約ニ於テ約束シタル數量ヲ過不及ナク引渡ス事ヲ要ス。然レトモ下ノ數條ニ記載シタル場合ニ於テハ其記載ノ區別ヲ以テ賣主ハ右ノ數量ヨリ多クテ譲渡シ又買主ハ此ヨリ多クテ得取スルノ責ニ任ス(第六百十六條)

(栗塚報告委員) 此所ハ賣主一般ニ契約ニ於テ約束シタルト云フハ一方ノ賣主ガ契約ニ於テ約シタル數量過不足ナク引渡ト云フ一般ニ先ヘ持テ行ク意味ガ少シ違ウ

(村田委員) 英文ニハ普通一般ノ規則ニ於テ契約ヲ以テ約束シタル全數量トアルゼ

(栗塚報告委員) 一般ノ規則トシテ賣主ハ引渡ト云フ様ニアルノデス一般ニハ引渡ス事ヲ要スト云フ方デアリマス一般ニハ先ヘ以テ行タ方ガ宜サ、ウデス

(清岡委員) 總テノ賣主ト聞ヘハセンカ

(栗塚報告委員) 賣主一般ニ過不及ナク引渡スヲ要ス一般ニデアリマスソレカラ約束シタル數量チデアリマスカラ

(南部委員) 原案ガ宜シイ

(村田委員) 一般ノ規則ニ於テ約シタルト云フノダ

(栗塚報告委員) ニツ指ヘタノデス

(村田委員) 契約ニ於テ約束シタリト云フモ同ジダナ

(栗塚報告委員) 左様デス

(村田委員) ソウ見ヘヌ

(清岡委員) 一般ニ引渡ス事ヲ要スカ

(南部委員) 旨意ハソウ云フ積リデシヨウ

(清岡委員) 一般ニ引渡ト云フテハオカシイ

(南部委員) 一般ニ要スデス

(委員長) 一般ニト云フ字ハナクトモ宜シイダロウ通例ト云フ事
ダナ

(果報報告委員) 左様デス別段ノ事ガナケレバデスホ賣主ハ別段
ノ事ガナケレバ數量ハ過不及ナク引渡サナケレバナランゾヨト云
フ事デス

(委員長) 一般ト云フハ上ハ以テ來ルカ或ハ關ルカダ

(果報報告委員) 曠ミ様ニ依テハ引渡ス事ヲ要スト云ヘン事ハナ

1

(委員長) 迷フ事ハナイ

(南部委員) 審ハナイカラ置イテモ宜シイデシヨウ

(果報報告委員) 賣主ハ賣ニ任セス宜シイガ受取ノ賣ニ任スハ少
シ工合ガ悪イノデス

(村田委員) 賣ル方カラ云フト賣ニ任ジナケレバナラン受取ル事
ヲ否ト云フ事ハアリマスマイ

(委員長) 宜ケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百八十六條朗讀ス

第六百八十六條 若シ賣ラレタル物カ定マリタル不動産ニシテ契
約ニ於テ各坪數ノ代價ヲ指示シテ其全面積ヲ明言シタル場合ニ
於テ現實ノ面積カ指示セラレタル面積ニ足ラサルトキハ賣主ハ
面積ノ擔保ナクシテ賣リタル旨ヲ明言シタルトキト雖モ代價ノ

割合ノ減少ヲ受タル事ヲ要ス

若シ現實ノ面積カ明言セラレタル面積ニ過クルトキハ買主ハ代價ノ割合ノ補足ヲ拂フ事ヲ要ス(第千六百十七條、第千六百十八條)

(果樹報告委員) 各坪數トアリマスガ坪ト云フテモ六尺四面ト云フノデハナイ反ナレバ反、一寸云ヘバ必ラズシモ坪トアルカラ六尺四方ト見ルト圓ルノデソレデ圓ト相談シタガ何ウモ坪數ト云フノハ地面ダカラ坪數ト云フタガ六尺四方ト見ズ一反ナレバ一反ハ即チ反數何反ト云フ又幾畝ト云フ畝ト數ヘル積リデアリマス、之ハ何トカ云フ一定ノ名稱ガアルカト尋ネルニ御座イマセン坪數ト云フテモ必ラズシモ坪トモ限ラヌ廣ク及ス事ガ出來ルノデアリマス大キナ土地チ買フトキハ坪ト書イテ置イテ坪デナイト云フト困難デ御座イマシヨウ

民取十ノ一五一

(清岡委員) 反ト云フハ三百坪ダカラ矢張り坪數ガ出テ來ル

(果樹報告委員) 田舎ニ地所ガ御座イマシヨウ一反ト云フハ幾ラデ買ヒマシヨウ所ガ測シテ見ルト幾テ層ルスルト反チ以テ測ルノデス

(清岡委員) 一反幾許ハ三百坪幾許ト云フモ同ジダ

(松岡委員) 一反幾許ト云フト坪數幾許トハ云ヘヌ

(委員長) 反又ハ各坪數ノ代價トデモヤレバ大丈夫ダ

(松岡委員) 前ノ論チ承ケルカ不動産ト云フ地面バカリニ限テ不動産契約ト云フハ家モアロウカ

(南部委員) 家ハ宜シイ坪數ダカラ一坪何程ト云フカラ宜シイ

(松岡委員) ソウ云フ賣買ハナイ

(南部委員) 坪數何程ト云フハ宜シイ

(松岡委員) 日本ノ家ハ一坪幾許ト云フノハナイ

(南部委員) ナケレバ幸ヒデ之ハアツタトキノ断デス

(尾崎委員) 云テ置ケバ分リ宜シイ

(栗塚報告委員) 翻譯デモ苦ンダガ日本デハ坪ト云フハ六尺四方ノミチ云ヒハセント云フ坪ト云フ字ノ起リハ六尺四方カモ知レンガ使ヒ額ニ依テ部分ト云フ意味ニナルト云フノデアリマス

(南部委員) ソウ坪幾ラハ悪イ廣ク見テ置イテ宜シイデシヨウ

(清岡委員) 私ノ國方リデハ坪ト云フト庭ノ事チ云フ子供ノ内ニ屬キニ庭ハ行々ト云フト庭ト云フ

(村田委員) 昔シ坪ノ中ニ樓ンデ居タカモ知レン

(尾崎委員) 此ノ所ハ宜シイデシヨウ何モナイ

(栗塚報告委員) 賣主ハ「面積ノ擔保ナクシテ」トアル括弧ハ除リマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條中「面積ノ擔保ナクシテ」トアル括弧ヲ除キ文字チ存シ

原案ニ決ス

○第六百八十七條朗讀ス

第六百八十七條 若シ全面積チ指示シ唯一ノ代價チ以テ不動産チ賣リタルトキハ面積ノ不足ノ場合ニ於テ賣主ハ惡意ナルトキ又善意ナルニ於テハ面積チ擔保シタルトキ若クハ不足シタルモノガ少ナクトモ二十分一ナルトキニアラサレバ代價ノ減少チ受ケス(第千六百十九條) 面積チ擔保セス又ハ面積ハ概算ノミナリトノ附記ハ惡意ノ賣主ノ責任チ減セス

超過ノ場合ニ於テハ買主ハ其超過カ二十分一ニ及ヘルトキニアラサレハ代價ノ補足チ辨濟スル事ヲ要セス(第千六百十九條)

(栗塚報告委員) 此所ハ坪ヲ賣買シタノデハナイ一休チ幾許ト云フ

タノデアリマス邸一ハ七千坪アルガソレデ幾許ト云フ總代價デア
リマス

(村田委員) 六百七十條ニ此間元本ト致シマシタガアレト同ジデ
シヨウカ

(栗塚報告委員) 違ヒマス

(松岡委員) 若シ全面積ト云フト三百坪ト云フ面積ヲ云フノダロ
ウカ

(栗塚報告委員) 面積ト云フノデアリマス坪幾許トハ云ハンノデ
アリマス幾ラズチ幾ラト云フノデアリマス

(南部委員) 八十六條ノ裏ダネ

(尾崎委員) 總テ之ハ當リ前ダ

(清岡委員) 唯一ト云フノハ是迄アリマシタカ

(栗塚報告委員) アリマシタ之ガ當ル様デス彼ノ代價是ノ代價ト

云ハズニデスネ

(尾崎委員) 唯一ハ宜シイ様デス

(清岡委員) 唯一ダネ

(委員長) 六ヶ敷クハナイカ

(南部委員) 善意ノトキナレバ面積ノ擔保シタトキ又ハ不足シタ
トキデアリマス

(委員長) 面積ノ擔保シタトキニアラサレバカ

(南部委員) 左様デス善意ナリト云フノハ時代デ變ルカラソレデ
六ヶ敷イノデアリマス

(栗塚報告委員) 善意ナレバ擔保シタトキニアラザレバカ少クト
モ二十分ノ一ニデアリマス面積ヲ擔保シタ不足シタルトキハ二十
分ノ一ハ善意ナルトキバカリデアリマス

(委員長) 面積擔保シタトキ少シデモ、良クナツタノデスネ

(村田委員) 二十分ノ一ニ及バザルトキトアルガ其以上ニト云フ
カ

(栗塚報告委員) 少クトモカ即チソレデ少クトモニナル最下點ヲ
示シテ居リマスカラ

(村田委員) 二十分ノ一ニ及ヒ且其カ

(栗塚報告委員) 此方等ハ審イタ所デ分リソウナモノデス面積檢
保セストアリマスソレデ後ノ括賑ハ皆取テ仕舞マス

(清岡委員) 田舎ノ田地デモ買フニ始メニ約束シナイト二十分ノ
一位ヒ延ビテ居ル事ハアリマス

(栗塚報告委員) 之ハ足りヌトキデス

(南部委員) 末項ハ延ビタトキデアリマス

(松岡委員) 實際此所等ノ事ハ決シテナイ

(栗塚報告委員) 三四坪ハ御座イマスゼ若シ八十六條デヤレバ文

民取十ノ一五四

句ガ起ルノデス

(委員長) 私ノ居ル所ノ地面ハ地券面ヨリハ少ヒガ外ニ價ヒテ賣
ケテ呉レマシタ、之ハ宜ウ御座イマスヨウ先ヘヤリマス

本條ハ原案ニ決ス

○第六百八十八條朗讀ス

第六百八十八條 若シ建物ノ存スルト否トチ問ハス二箇又ハ數箇
ノ土地チ一箇ノ契約ニ因リ其各箇ノ面積ヲ指示シ唯一ノ代價ヲ
以テ賣リタル場合ニ於テ一箇ノ土地ニ面積ノ超過アリ他ノ土地
ニ面積ノ不足アルトキハ其土地ノ廣狹ニ隨ハス其坪ノ互相ノ價
額ニ隨ヒ不足シタルモノト超過シタルモノトチ相殺ス

此ノ如ク爲シタル後チ若シ相殺ニ因リ原價二十分一ノ過不及チ
生スルトキハ代價ノ割合ノ増加又ハ減少チ成ス

此條例ハ一箇ノ土地ノ數部分カ異別ノ本性ニシテ其各部分ノ面

積ヲ指示シタル場合ニ之ヲ適用ス（第一千六百二十三條）

（栗塚報告委員） 之ハ唯一ノ代價デ御座イマス原價二十分ノ一ダカラ三千圓ニシテ百圓デスネ

（村田委員） 英文ハ一方ノ不足ハ他超過ニ於テ相殺ストアリマス

（栗塚報告委員） 矢張りソウデス

（村田委員） 之ハ宜シイ

（松岡委員） 分リ易イ

（清岡委員） 下ノ事ハ何ウ云フ事カ

（栗塚報告委員） 廣イ土地ノ内牧場モ温泉モ田モアレバ畑モアル

ノデス其各部ノ面積ヲ指示シタル場合ニデス田ハ幾許何郡ノ内何町歩賣ル其内畑ハ幾許ニ山ハ幾許田地ハ幾許ト云フモノデアリマシ

ヨウ

（松岡委員） 二項ノ又ハ少クトモト云フハ何町目ノ地面ト云フノ

デシヨウ一項ハ地積キデシヨウ

（清岡委員） 此地面ト限リト云フカ上ノ方デ見ルト強チ此ニモ限ラヌ様ニ見ヘルガ限ラヌデモ宜サ、ウデス

（南部委員） 之ニモ適用スデス

（栗塚報告委員） コウ云フ場合ニモ亦之ヲ適用スデアリマス

（清岡委員） ニモト云ヒタイ

（松岡委員） ニテモ宜シイデシヨウ「場合ニモ之ヲ適用ス」デア宜シイ

（栗塚報告委員） 終リニ此條例ハ何々指示シタルニモ之ヲ適用スト致シマシヨウ

（委員長） 宜クバ先キヘヤリマシヨウ

本條末項「場合ニ」ノ下ヘ「モ」ノ一字ヲ加ヘ其他ハ原案ニ

決ス

○第六百八十九條朗讀ス

第六百八十九條 買主カ面積不足ノ爲メ代價ノ減少ニ付キ權利ヲ有スル場合ニ於テ買主ハ亦損害賠償ヲ請求シ又約束シタル面積カ自己ノ需用ニ必要ナル事ヲ證シ且其他賣買カ面積ノ擔保ナクシテ爲サレタルニアラサルトキハ契約ノ解除ヲモ請求スル事ヲ得

超過ノ場合ニ於テ若シ買主カ二十分一ノ代價ノ補足ヲ辨濟スル事ヲ要スルトキハ單純ニ解約スル事ヲ得(第一千六百二十條、第一千六百二十一條)

(修正) 第一項

「請求シ」ヲ「請求スル事ヲ得」ト改メ「又」ノ下「買主ハ」ノ三字ヲ挿入シ「且」ヲ「及ヒ」ト改ム

(果報報告委員) 「自己ノ需用」ハ其用方ト翻譯デ直リマスソレ

カラ此所ハ分リ宜ウスル爲メ修正シテ三行目「請求スル事ヲ得」又買主ハ約束シタル云々證シ及ヒ其他賣買カ面積ノ擔保ナクシテ爲サレタルニアラサルトキハ契約ノ解除ヲモ請求スル事ヲ得」トシテ修正シマシタ

(村田委員) 修正通りデ宜サ、ウデス

(南部委員) 之ハ宜シイデシヨウ此丈ケノ事ガアレバ代價バカリ取テモ損害ヲ償ヒタルトキハ取レルト云フノダカラ

(果報報告委員) 買主面積ノ不足ノ爲メ代價不足ニ付權利ヲ有スル場合ハ買主又ハ損害賠償ヲ請求スル事ヲ得ルト云フノデス

(村田委員) 二項目二十分一ノ代價ト云フハ此所ニハ二十分一又ハトアルガ之ハ入レル方ガ宜シイ

(南部委員) 入ラヌ二十分一ノ代價ト云ヘバ宜シイ

(村田委員) 二十分一ノ遺レバ宜シイトナルノデス

(果振報告委員) 二十分ノ一デサヘモダカラ二十分ノ一以上ナレバ無論デシヨウ、此所モ「面積云々」括弧ハ取りマス

(清問委員) 擔保ナクシテ爲サレタルニアラサレバト云フノハ擔保ノナカツタトキカ

(委員長) 擔保ノナカツタトキデアラネバダカラ擔保ノアツタトキカ間違タトキハ解約請求スル事ガ出來ル

(果振報告委員) 面積擔保ナクシテ爲サレタトキデ爲ケレバ解除請求ハ出來マセン

(尾崎委員) 擔保ノアツタ場合ト見ナケレバナラン

(委員長) 擔保ナクシテ爲サレタトキニアラサレバト云フトアツタ場合デアリマス

(尾崎委員) 讀ミ悪イ

(南部委員) 擔保ナクシテ爲サレタルニアラザレバデス擔保ナキ

民取十ノ一五七

契約解除ガ出來ル

(清問委員) 面積ノ擔保ナケレバ解除ガ出來ルト云フノカ

(果振報告委員) 擔保ヲ爲シテナイガ出來タトカ出來ヌトカ云フテ居ルノデ擔保ガアツタラ爲タガセヌダロウト云フノデハナイ擔保ナシデ爲サレナカツタ、ダカラ擔保アツテサレタト云フノデス

(清問委員) 擔保アツテシタトキハ解除請求スルヲ得タ

(委員長) 保證付デ保證ガ背タト云フ事ダネ

(果振報告委員) 此所等ハ括弧ヲ取ルハ宜サ、ウデス

(清問委員) 平口ニ云テ面積ナキ擔保アリシトキハトスルカ

(果振報告委員) アリシトキハトハ書ケナイ擔保ナシデ爲レテ居ラナケレバデアリマス

(南部委員) 擔保アルト擔保ナイト云フ事ヲシテナケレバ何々シテナケレバ解除スルゾト云フノデス

(清岡委員) 面積ニ付買買ノ擔保ガアツタトキニハ擔保ノ請求ダ

(松岡委員) 賣買ノ面積ノ擔保ヲ以テ爲サレタトキハダネ

(栗塚報告委員) 云へバソウダガソレテ正面ニ立テハ云ハレヌ第
二ハ面積ノ擔保ナク始メニ爲サ、リシ事ヲ要ストアル原書ノ註ニ
ハ買主ハ面積擔保ナシト云フ其所ニ關點ヲ打テ、擔保ナシデ爲サ
、リシ事ヲ要ス爲サレデ置テハ往カヌト云ノデス

(清岡委員) 擔保ガアレバ解除ダロウ

(栗塚報告委員) 之ハ無論面積ノ擔保ヲ以テ爲サレタラ解除請求
ガ出來ル、ダカラ之ハ面積擔保ナシデ爲サレテ屬テハ往カヌゾト
云フノデ擔保アル事ヲ要スハ無論デアリマス

(清岡委員) 此所デハ擔保ノアツタトキハコウト云フノデス

(松岡委員) 擔保ノアツタトキハ云フ迄ハナイ

(清岡委員) 擔保ノアリタルトキハ此限りニアラストアレバ宜カ

ロウ

(松岡委員) 坪數デナイカラ擔保ト云フ事ガナケレバ往カヌノダ

ロウ

(清岡委員) ナケレバ素ヨリ往カンノデス

(栗塚報告委員) 又買主ハ契約解除ヲ請求スル事ヲ得此ウ云フト
キハデス、且ノ方ガ宜シイ

(松岡委員) 賣業ヲ成サヌナ擔保ナクシテ爲サレタルニアラサル
トキハ、得ルト云フハ宜シイカヌ大ケ敷イ

(栗塚報告委員) 買主契約解除請求スル事ヲ得約束シテ解除請求
ハ仕ラヌ但賣買ガ面積擔保ナクシテ爲サレタルトキハ此限りニア
ラスト云フノデス

(清岡委員) 矢張り擔保ナクシテト書タカ

(栗塚報告委員) 及ヒトハシタガ且ガ宜シイデシヨウ

(松岡委員) 同ジ事ダ

(清岡委員) 證明シテモ面積ノ擔保ナクシテ爲サレタトキニアラザレバデシヨウ

(尾崎委員) 且ツデハアリマスマイ

(清岡委員) 及ヒトスルト面積擔保云々ト云フハ分ラン事ニ聞ヘルゼ

(栗塚報告委員) 否ソコデ及ヒトシタノデス證明シ而シテデス損害賠償ヲ請求シト云フヲ止ムテスル事ヲ得ト云フタラ且ダロウ之ガコウナツタノデ宜クナツタノデアリマス

(清岡委員) ソレナラ且ハ「及ヒ」ニ直シテ置キタイ

(村田委員) 英文ハ彼レニ求ムル爲ノ報リ必要デアルト云フ事ノ證據立但シ斯ウダト云フノデアリマス、面積ノ「ガラランチー」ノナキ事ヲ要ストアリマス

(尾崎委員) 及ヒガ宜シイダロウ

(清岡委員) 及ヒト云フト二ツニ分レルゼ

(南部委員) 二ツノ事ニハナツテ居ラン

(尾崎委員) 事ガ違フノデス

(清岡委員) 素ヨリ違フ

(松岡委員) 元ノ方ガ宜シイ

(清岡委員) 私ハ爲シタルノ事ヒアラサルトシテ置キタイ

(松岡委員) ソウシテモ宜シイ

(南部委員) 賣買ガ爲シタルトハ云ハヌ

(栗塚報告委員) 且其地ノ賣買ガデアリマス

(尾崎委員) 之デ宜カロウ

(委員長) 及ヒハドウデスカ

(栗塚報告委員) 皆サン其論ガアレバダガ且デモ何方等デモ宜シ

(南部委員) 及ヒガ宜シイデシヨウ

(尾崎委員) 及ヒデ宜シイ

(村田委員) 及ヒデ宜シイ

(栗塚報告委員) 且ト云フ字ハ其上ト云フノダカラ

(清岡委員) 且其他ト云フガアル

(南部委員) ソレハ云ヘヌ

(委員長) ソレデハ及ヒデ宜シイカ

(栗塚報告委員) 奥山君ノ修正ハ「及ヒ其他面額ノ擔保ナクシテ

爲サレタル場合ナルトキト云フノデアツタカソレハ往クト云フタ

ノデ何ゼナレバ同ジ事ナレバソウダロウカデス

(委員長) ソレヨリモ此方ガ宜シイ、之デ分ラン事ハナイ先キヘ
ヤリマシヨウ

民取十ノ一六〇

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百九十條朗讀ス

第六百九十條 前記ノ規則ハ目方、員數及ヒ尺度ヲ以テ指示セラ

レタル數量カ買主ニ因リ容易且即時ニ調査セラル、事ヲ得サル

飲食品及ヒ動産物ノ賣買ニ之ヲ適用ス

(栗塚報告委員) 飲食品ハ「日用品」ト直リマス

(村田委員) 容易且ハ容易ニシテ且ダロウネ

(栗塚報告委員) 容易ク且デス

(清岡委員) 容易且ハ單簡ニシナケレバナラン

(南部委員) 此所ニ入レルハオカシイ

(清岡委員) 容易且即時ハ宜シイダロウ

(委員長) 宜シクハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「飲食」ヲ「日用」トシ原案ニ決ス

○第六百九十一條朗讀ス

第六百九十一條 前數條ニ依テ許サレタル代價改正、損害賠償又ハ契約解除ノ訴權ハ不動産ニ關シテハ一十年ノ期間ニ於テ又動産ニ關シテハ一ヶ月ノ期間ニ於テ之ヲ行フ事ヲ要ス

右ノ期間ハ賣主ノ爲ノニハ契約ノ日ヨリ又買主ノ爲ノニハ引渡ノ日ヨリ又合意セラレタル代價ヲ引渡ノ前ニ管濟シタルトキハ其皆済ノ日ヨリモ經過ス(第一千六百二十二條)

(栗塚報告委員) 日ヨリモ經過スルト云フノデス

(村田委員) 「モ」ハイラヌ

(南部委員) モハ往カン

(栗塚報告委員) コウアルノデ右ノ期間ハ賣主ノ爲ノニハ契約ノ日ヨリ經過シ買主ノ爲ノニハ引渡シノ日ヨリ經過スルト云フノデ然カモト云フ字ガアリマスカラ

民取十ノ一六一

(清岡委員) モハイラヌ

(松岡委員) 最早受理セラレスダカラ之ヲ行フ事ヲ要スデ當宜シ

イ

(栗塚報告委員) 行ハレネバナラント云フカラ、行ハレン事ヲ要スト云フノデス

(委員長) 合意セラレタル代價引渡前云々ノ約束ノ日ヨリ拂テ仕舞ト云フ意味カイ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 物ヲ受取テカラハ宜シイガ受取ラヌ内ハ甚ダ困ルネ(栗塚報告委員) 引渡ノ場合ハ契約ノ日カラデアアルケレドモ當リ前ハソウダガ引渡ノ前ニ代價ヲ遣テ仕舞タラ引渡ヲ待ニハ及バント云フノデス

(清岡委員) ソレハ無理ダ引渡ヲ受ケテ居ラヌナラダガ引渡前ニ

坪數ガ不足スルダロウト云フ事ハアリマスマイ

(果報報告委員) 否、貴君ハ損害賠償モ分テ届レバ引渡ヲ待タヌ
ノデス

(清問委員) 代價ニ拘ハラズト云フ或ハ損害賠償ノ契約解除即チ
上ノ前數條ニ於テ許サレ或ハ物ガ元ト變ツタトカ云フ過不及ノ場
合チ云フ事ダロウ過不及ノ場合チ云フトシテ見レバ其現存引渡ヲ
受ケタ後チデナケレバ分ラン筈デアリマシヨウゾレガ分ラヌ内カ
ラ代價ヲ皆済シタラモウ經過ガ始マルト云フ無理ナ話デアリマス
(果報報告委員) 經過ノ始マル得クトキデスゼ

(清問委員) 得クデハアリマセン訴權チ行フ事ガ出來マセンカラ
訴權チ行フ時間ガ短クナルダロウダカラ買フタ者ガ若シ之ガ不足
シタトキハ二十分一不足シタトキハ賣主ニ係テ言ハフトスルトキ
ニ此期間ガ經過シテ届ルト損ニナリマシヨウネ、損ニナルト其引

渡ノ日ヨリスルノハ自分ガ受取テ届ラン検査スルナリ調査スルナ
リ何ウモソレハ自分デシナケレバナラン又容易ヒ事ダガ引渡チセ
サル前ニ不足デヤカラ過ルカラ分ラシヨウ分ラヌ内ニ最早期
間ガ經過シテ届ルト云フ様ニナルト私ガ一ヶ月杯ト云フ事ハ何ウ
デシヨウカ

(尾崎委員) ソレハ成程迷惑ダガ併シナガラ代價ガ引渡ニ關係ナ
シニ離レタモノニナルカラ、オビテ改正スルトキ迄買主ハソレ等
ノ事マデ注意ナケレバナラン

(清問委員) ソウ云フ様ニスルト引渡ハ物ノ賣買スルトキ改メテ
ナケレバナラン、全体費様ハ物ヲ買フトキニ不注意ダカラト云フハ
言ヘルデハナイカ

(尾崎委員) 買方モ間違ナイト思テ届ルノダガソレカ不足ト云テ
モ仕方ガナイ注意サセル爲ノダ

(果報報告委員) 買主ニハニツアルノデ日ガ新タノ日カラ又ハ賣主ガ契約ノ日ニ計算カ買主ハ計算カニツアル引渡ノ日カラモ出來ルシ又皆済ノ日カラモ出來ルト云フノデアリマス若シ貴君ノ心配ノ如ク皆済シテ仕舞テソレガ出來テ來ルト云フトソレハ往カン

(清岡委員) 若シ皆済シテカラデハ分ラン

(尾崎委員) ソレハ不注意ダ

(清岡委員) 引渡ノ日ヨリシテ宜シイダロウト思フ之ハ不注意トカ何トカソウ云フ場合ニ賣ノルノハ格別兩方ニ書クナレバ宜シイカ

(尾崎委員) 道理ニ於テハ仕方ガナイ

(村田委員) 引渡前ニ代價ヲ拂タトキハ拂タ日ヨリダ金ヲ拂テ仕舞ヘバ買主ノ義務ハ盡テ仕舞カラネ

(清岡委員) 引渡ノトキニ至テ始メテ其事ヲ仰ルナレバ宜シイガ

始ノカラ契約ノ日ヨリト云フカラ買主賣主モ區別ハナイ買主ハ契約ノ日ヨリ經過シタト云フテ買主賣主ト分タハ如何ニカ

(尾崎委員) ソレハ量定物ハ俄カニ検査モ出來マセンカラ引渡チ受ケテ始メテ検査ガ出來ルノデアリ引渡ノ日カラ經過期限チ立テルノモ賣主ガ安心スルカラダ

(果報報告委員) 便利ヲ圖テ、買主ガ一体損チシタ點チ見ルニ引渡チ受ケテカラデケレバ分ランガ其前ニ分テ居タナラバ宜シイト云フノデアリマス

(清岡委員) 皆済シタトキハ云々ト云フハイラヌデシヨウ

(村田委員) 買主ノ方ハ割合ガ悪イデシヨウ賣主ハ契約ノ日ヨリ買主ハ引渡ノ日カラト云フト買主ガ得クニナル

(果報報告委員) 皆済シタトキハ引渡チ待ツニハ及バヌト云フノデス

(南部委員) 尾崎サンノ云フタ様ナ理由デシヨウ原案ノ理由ハソレヨリハアリマスマイ

(尾崎委員) 代價ヲ拂テ仕舞フハモウ、安心シテ仕舞フカラネ代價ヲ拂フハ苦情ヲ言ハヌト云フガ當リ前ノ斷デス

(松岡委員) 引渡ノ後チニアラサルヤ

(南部委員) 然ラズ充分検査シテ金ヲ拂フタモノト看做スノデス

(松岡委員) 善人チ罰スルト云フニナルゼ

(南部委員) 調査ハ充分出來タモノト見ルノデス

(松岡委員) ソウ云フト悪イ物ヲ押付ケラルル様ニナルゼ

(村田委員) スルト跡デ解ケル

(清岡委員) ソウ云フ事ハナイ

(清岡委員) 安心シナケレバ金ハ拂フタガ今日實際上考ヘルト聞分アルゼ金ヲ先ニヤツテ而シテ品ヲ調べサスル事ガ随分アリマス

(尾崎委員) アリモ致シマシヨウ

(清岡委員) 金サヘ受取タラヤツテモ期限ガナクナツテモ宜シイト云フ事ハナイ

(尾崎委員) 仕方ガナイ

(南部委員) 金ヲ渡セバ品ハ引取レルガ金ヲ渡サヌカラ品ヲ押ヘル權ハ向ウニアルカラ金ヲ渡シタ以上ハ引渡遅延スレバ買主ハ受取ル事ヲ遅延シタ理由ダ、金ヲ拂フト向ウデ品物ヲ留メテ置ク理由ガナイ買主ダカラネ、若シ之ヲ其トキデモ引渡ス方カラ起算ト云フト買主ガ怠テ居ルト延ルカラソコデ起算點ヲ極メタノデアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 起案者ハ間違ヒテハナイカト今調べテ居ルガ買主ノ利益ヲ見テ書タラシイ買主ノ爲メニノ契約ダカラ買主ハ品物ヲ見テカラデナケレバ相殺スル事ハ出來マセンカラソレデヤニ依

テ引渡人カラト云フノデアリマシヨウ

(南部委員) 代價ヲ拂タ以上ハ品物ヲ受取ハ買主ノ遲延ダト賣主ニ引止ノル權ガナイカラソレヲ取ラヌハ買主ノ等關ナノダソレヲ引渡ノトキカラ起算ハ出來マセント云フノダロウト思フ

(栗塚報告委員) ソレハ一理アリマス之ハ明日迄御願リテ願ヒマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ未定

○第六百九十二條朗讀ス

第六百九十二條 動産又ハ不動産ノ賣買ニ於テ錯誤カ賣ラレタル物ノ品質ニ存スルトキハ

第三百三十一條ヲ適用ス

(村田委員) カノ字ノ讀ミ様一ツデオカシクハナイカ

(委員長) 之ハ宜シウ御座リマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

(今村報告委員) 第六百九十一條ノ末項買主賣主ヨリハト云フハ賣主ガ契約ノ日カラ品物持テ居ルハ宜シイ買主ノ爲ノニハ元來佛蘭西法ハ期間ヲ短クシヨウト云フ主義デアリマス所ガ買主デモ引渡スガ當然デアリマス併シ引渡ノ日ヨリ前ニ拂フハソコマデ違レル必竟品物ヲ買テ皆済スレバ品物ハ斯ウ云フ品物ト云フヲ承知デナケレバ皆済スル事ハナカロウト云フ推測シタモノデアリマス

(松岡委員) 不適當ノ法律ト思フソウ云フ原案ナレバ刪除

(南部委員) 刪除スル程ノ事ハナイ

(今村報告委員) 受取ラサル前ニ支拂フナレバ萬々承知デナケレバナラン

(栗塚報告委員) 經過スル點カラ云フト拂フ者ハ馬鹿ニナル

(村田委員) 契約通りニヤルガ宜シイ

(清岡委員) 引渡ノ上デナケレバ調査モ出來又此所等私モ刪タ方

ガ宜シイト思フ

(南部委員) 刪ラヌ方ガ宜シイ

(村田委員) 起案者ガ立入り過ギタカラコウナツタノダ

(委員長) 之ハ何所カラ持テ來タノカ

(栗塚報告委員) 發明デ御座イマス

(村田委員) 佛蘭西ハ總テ契約バカリデアリマス

(今村報告委員) 總テ契約ト云フハ工合ガ悪イ

(栗塚報告委員) 金ヲ拂フ爲ノニ期限ガ短クナルト云フハ工合ガ

悪イ

(清岡委員) 併シナガラ金ヲ拂フニハ引渡セイダロウ

(今村報告委員) 未タノ所ヲ少シ刪タラ宜シイ

(村田委員) 刪ルヲ贊成シヨウ

(委員長) 又ハ以下刪テ仕舞フカ

(村田委員) 刪リマシヨウ

(今村報告委員) 惜クハ御座イマセン

(南部委員) 私モ決シテ惜クハ思ヒマセン

(委員長) ソレデハ本條末項又ハ以下刪リマシヨウ、ソレデ今日

ハ之デ措キマス

第六百九十一條末項「又ハ以下刪除ニ決ス

于時午後二時五十分閉會ス

民法草案財產取得編第五十二回議事筆記
自第六百九十三條
至第七百七十三條

民法草案財産取得編第五十二回議事筆記 自第六百九十三條 至第七百七十三條

明治二十一年五月一日午前第九時十五分開議

(委員長) ヤリマシヨウ

○第六百九十三條朗讀ス

第二則 遺棄ノ擔保ノ義務

第六百九十三條 他人ノ物ノ賣買アリタル場合ニ於テ擔保ノ事ニ付キ何等ノ特別ナル合意モ無カリシトキハ買主カ未タ遺棄ノ恐アルニ至ラス且契約ノ當時其物ノ賣主ニ屬セサル事ヲ知リテ賣主之ヲ知ラサリシトキト雖モ買主ハ賣買ノ無効ヲ宣告セシムル事ヲ得

(松岡委員) 賣主ハ余ク我物ト思テ居ル買主ハ彼レノ物デハナイゾヨト云フ事ヲ知テ居ル而シテ勝手ダイヤニナツタ時分ニハ無効ノ訴權ガ起ルカ

(南部委員) 知ツタカラ云ヘルノデス

(松岡委員) 契約ノ當時トアルカラ知ツテ買タノダロウ

(栗塚報告委員) 之ハ相續ノ場合デス多分此地面ハ私ニ來ル地面
ダト思ヒ一箇所ノ地面ハ弟ノ方へ行クノダロウト思ツタ處ガ分派
デ別ニナツテ仕舞フ初ノニ自分ノ物ト思ツテ居ルカ買主ハ彼ノ地
面ハ多分弟ノ方ニ行クカ知レヌト云フ事ヲ知テ居タカ知レヌ

(松岡委員) 彼ニ知ツタノナレバ追奪ノ恐レノナキ場合デモ無効
ノ訴權ガ行ハル、ノハ宜シイガ契約ノ當時買ウ人ガ彼ハ他人ノ物
ト云フ事ヲ知レバ賣ル人ハナイ

(栗塚報告委員) 之ハ私ノ家デ御座ルト云タノデシヨウ買人ハ彼
人ノ物デナイト思テモ賣人ノ方デ私ノ物ダト云フカラ買ツタノデ
ス

(南部委員) 知テ買テモ賣買ヲ取消ス權利ガアル

民取十ノ一六八

(笑作委員) 何處迄モ原因ノナイ賣買ダ

(松岡委員) 其事ヲ初ノカラ自分ガ知テ買テ居ルカラ可笑シイ

(南部委員) 知ツタトキデモト云フノダ、知テ買タトキハ如何ス
ルカト云フト次ギノ條ニ於テ代價バカリ返ヘシテモ宜シイト云フ
事ガアルカラ其レヲ此處ヘ見セタノデス

(清岡委員) 他人ノ賣買ハ無効ト云フ事ガ書イテアルデハナイカ
(松岡委員) 追奪ヲ受ケタ時分ニ取戻シガ出來ルト云フ事ニシタ
ラ宜カロウ、何ダカ之デハ惡意ノ者ヲ餘リ助ケ過ギル様ニ思フ

(笑作委員) 無効ト云フ事ハ何レニシテモ無効ナラバ追奪ヲ受ケ
テ居ナイデモ矢張り良イ譯デスネ、同ジ結果ダ唯後ノ九十四條九
十五條ニ往テ賠償ノ處デ善意ト惡意トノ差異ガアル

(村田委員) 此處ハ擔保ノ場合ダカラ

(栗塚報告委員) 起案者モ松岡サンノ御考ヘノ事ヲ斟酌シテ居リ

マス、知ツテ買ツタモノト知ラザルモノトデハ知ツテ買ツタ者ハ
氣ノ毒サガ薄イカラ損害賠償ノ處ヘ往ツテ大變違フ

(松岡委員) 悪意ナラ損害賠償ヲ求ノル事ハ出来ナイ

(栗塚報告委員) 併シ賣買ヲ無功ニスル丈ケハ早クシテ仕舞フガ
宜シイ

(松岡委員) 其レハ當然デス

(箕作委員) 六百九十四、五條ハ善意ダカラ彼ノ結果ガ生シナイ

(栗塚報告委員) 如何ニ買主ガ善意デアロウトモ原因ノナイモノ
ヲ原因ガアルト云フ事ハ出来ナイ賣買ノ無功ハ何處迄モ無功ダ

(松岡委員) 有効ニシヨウトハ云ヒマセンガ初ノカラ無功ニ屬ス
ル事ハ其人ノ承知デ、自分ノ都合ノ好イトキ云ヒ出シテ來テ、始
メテ云ヒ出シテ來タ時ニ無功ニシタラ宜カロウ

(栗塚報告委員) 賣買ノ無功ヲ旨意ニシテ説イタノデ擔保ハ損害

ヲ賣ラセテ償ハヌ、當リ前ハ賣買ニ擔保ガ付クモノダガ、此場合
ハ當リ前デナイ當リ前ハ何チ擔保スルカナレバ賣主ノ過チダカラ
追奪ノ擔保ノ義務ガアル、然ルニ此處ハ賣主ノ過チハナイカラ償
ヒチ出スニ及バヌ

(松岡委員) 何時ニテモ知ツタル人ガ無功ヲ云ヒ出シテ行クノチ
知テ居タガ其間ニ旨イ事デモアルダロウト云フ事ヲ知りテヤリ、
佛偉心ガアツテ向ウノ知ラザルニ乘ジテ手玉ニ使ウ様デアルカラ
良クナイ

(栗塚報告委員) ソウスルト償金チヤラナケレバナラヌ様ニナル
其理由ヲ以テ無功ノ賣買ヲ追奪進行クト云フノハ困ル

(松岡委員) 何トモ云ハスシテ宜シイ

(南部委員) 云ハズニ置ケバ矢張り何時デモ出來ル様ニナル

(松岡委員) 云ハズニ置ケバ追奪進行クダロウ、買主ヲ保護スル

ノガ厚クテ賣主ヲ保護スルノガ趣クナルダロウト思フ

(栗塚報告委員) 買主ハ未ダ追奪ノ恐レアルニ至ラズト云フ原則ヲ置イタノハ六百七十九條ノ「他人ノ物ノ賣買ハ當事者双方ニ在テハ無功タリ」ト云フノチ出シテ來タノデス、其レチ出シテ來タノハ繼令如何ナル場合ガアツテモ追奪ノ恐レアルトキデナケレバナラヌカ、ナイトキト雖モ、併シナガラ買主ガ良シ知ツタニモセヨ無功ナリ

(松岡委員) 無功ハ無功ダガ是レ等ハ權原ノ無功ニ違イナイケレドモ向ウノ人ハ善意此方ノ人ハ惡意ト云テモ宜シイ、羅馬、佛蘭西杯デモ「舊理論ニ從ヘバ買主其物ノ占有ニ妨礙チ受ケサル前ヨリ賣主ニ對シテ擔保チ訟求スルヲ得サルハ勿論殊ニ善意ノ賣主ニ對シテ之ヲ訟求スルヲ得サルベシ新理論ニ因レバ買主最初ヨリ賣買無功ノ原由チ知り賣主之ヲ知ラザルトキト雖モ買主ハ尙ホ擔保

ヲ訟求スルヲ得ベシ」トアツテ新理論デ顛倒シタト云テアル即チ無功ニスルト云フノハ幾分カ擔保ニナル舊理論ト云フ方ガ事實良クハアルマイカト思フ、「ボアソナード」ノ新案ハ些ト書過ギタト思フ

(委員長) 之ハ一層強ノタ丈ケデス

(栗塚報告委員) 六百七十九條丈ケデ宜シイノデス、處ガ人ガ惡意デ買ヘバ無功ト云ヘヌカト云フニ無功ト云ヘルゾヨ

(松岡委員) 茲ニ殊更ニ追奪ノ恐レナキ場合デモ無功ノ宣告ヲ求ノル事ガ出來ルト云テ賣主ガ知ラズシテ買主ガ知テ居ルトキデモ同ジト云フノハ些ト出來過ギ受居ル

(栗塚報告委員) 併シ其レハ結果ノ話シテ他人ノ物ノ賣買ハ無功タリト云フ事チ二度云フタノデス

(松岡委員) 其レガ些ト云ヒ過ギタト思フ

(村田委員) 英文ノ方デ全無功ヲ主ニシテ居ル様デス

(実作委員) 此案デモ其積リデス

(村田委員) 松岡サンノ論モ知ツタトカ知ラヌトカ云フ處カラ出
タノダロウ

(松岡委員) 左様デハナイ

(尾崎委員) 却テ此方ガ宜カロウドウセ行カヌノダカラ

(栗塚報告委員) 起案者ハ之ハ損害賠償ノ處デ出來ルノデ原則ハ
壞レヌト云フテ居リマス

(松岡委員) 舊來ノ法律ガ良クハアルマイカト思フ

(村田委員) 「宣告セシムル事ヲ得」ト云フノハ相手カラ裁判所
ニ宣告セシムルト云フ處デ此前換ヘタカト思フ

(松岡委員) 近頃ハ構ハヌ事ニナツタ

(委員長) 書記ハ皆「セシムル」事ニナツタカ裁判官ニハ「セシ

ムル事ヲ得」トハ云ハヌ

(清岡委員) 道理ハ仕方ガナイガ組立ガ悪イト思フ何ゼカト云フ
ニ箇様ニ書クト買主ガ知ツテ悪イ心デ買タル者ノ權利ヲ保護シテ
ヤル様ニ見ヘル、之ハ其時分ニハ知ツテ買タケレトモ後日ニ至テ
考ヘテ見レバ良クナイ事ヲシタト悔悟スル事ガアル其トキ早ク取
消シテ賣フト云フ事ハ改メテ宣告シテ賣フ事ガ出來ルト云フ事ニ
關ヘルト今ノ様ナ論モ少ナクナルト思フ、之ハ買主ニ權利ヲ與ヘ
タ様ダカラ

(実作委員) 「無功ヲ請求スル事ヲ得」トシテモ宜シイ

(栗塚報告委員) 其レデモ宜シウ御座イマス

(清岡委員) 英文ノ方ガ少し良イカト思フ

(栗塚報告委員) 同ジ事デス

(委員長) 「請求」ト云フト弱クナリ少し違ウト思フ、之ハ文字

ハ一定ニシテ行クガ漢文ニ書イタト思ヘバ悪イ事ハナイカラ

(栗塚報告委員) 平生ダト「御」ノ字ヲ書キマスカラ

(清岡委員) 初ノカラ日本人ガ書ケバ箇様ニハ書キマセン

(尾崎委員) 「受クル事ヲ得」トスルカ

(委員長) 「要求」トスレバ良イカ知レヌ

(笑作委員) 佛蘭西文デヤルト矢張り「ドママンデー」デスカラ同

ジ事デス

(委員長) 之ハ無シテ付ケテ置イテ何カ良イ字ガアレバ直シテ賣

オウ

(栗塚報告委員) 「請求」デモ同ジ事デス

(委員長) 「請求」ト云フト許ス權ガ裁判官ニアル之ナレバ宣告

サセル權ガアルノダカラ

(栗塚報告委員) 「貴所ニ演説ヲ御願ヒ申シマス」ト云フト賣

所ニ演説ヲサセ」トノ違ヒデス

(笑作委員) ドウセ裁判所デスル事ハ分ツテ居ルカラ「賣買ヲ無

功ト爲ス事ヲ得」デモ宜シイノデス

(委員長) 此字ヲ皆分ケテ見タレバ直ス事ガ出來ルダロウ

(清岡委員) 此處ハ悪イ事ヲシテ悔悟ノ後改メテ賣ウ處ダカラ當

然自分ガ權利ヲ執行スルト云フノトハ違ウダロウ

(栗塚報告委員) 構成法ニ「天皇ノ御名」ト云フ處デ其外ニハ

皆同様ニ書イテアリマス

(委員長) 種々名案ガアレバ兎モ角モ無ケレバ「セシムル」デヤ

リ切テ漢文ト思テヤルヨリ外ニ仕方ガナイ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百九十四條朗讀ス

第六百九十四條 若シ買主ガ惡意ナリシトキハ賣買ノ無効ト擔保

トノ効力ハ買主ニ其尙ホ負擔スル代價ヲ辨済スルノ義務ヲ免カ
レシメ又ハ其既ニ辨済シタルモノヲ取戻ス事ヲ許スニ在ルノミ
（第千六百三十條第一號）

買主ハ物ノ價格カ減少シタルトキト雖モ右取戻ニ於テ減少ヲ受
クルノ責ナシ但減少カ自己ノ贖贖ニ出テ又ハ自己ノ利益ト爲リ
タルトキハ此限ニ在ラス（第千六百三十一條）

總テノ場合ニ於テ買主カ其辨済シタル代價ヲ回收スルトキハ物
ノ占有ヲ賣主ニ返還スル事ヲ要ス

（松岡委員） 第二項ハ

（栗塚報告委員） 矢張り悪意デス

（笑作委員） 此「ノミ」ト云フ字ハ關點モノダ

（委員長） 「ノミ」ハ又ハカラ下ニバカリ掛ル様ダ

（笑作委員） 「免カレシノ」トアリマスカラ「シノ」デハ結局ガ

付キマセンカラ「シムルニアルノミ」ト致シマシタ

（委員長） 減少ヲ受クルニ及バズト云フノハ

（笑作委員） 減少スルニ及バヌト云フノデ御座イマス

（委員長） 「賣ナシ」ト云フト義務ナシト云フ様ニ聞ヘル

（栗塚報告委員） 義務ナシデ御座イマス

（委員長） 賣ナシト云フノハ日本語ニスルト強キニ過グル様ダ、

「受クルニ及バナイ」トカ「受ケヌ」トカ云ヘバ宜シイ

（南部委員） 減ジラレル義務ハナイ

（栗塚報告委員） 減ジラレルヲ甘ズルト云フ義務ハナイ

（村田委員） 悪意ト云フノハ大變悪イ様ダ

（栗塚報告委員） 其レハ今日迄ヤリ來テ居リマス

（村田委員） 其様ニ悪イ事デハナイ

（松岡委員） 併シ餘リ良イ事デモナイ

(委員長) 先キへ先キマシヨウ

○第六百九十五條朗讀ス

第六百九十五條 若シ買主カ契約ノ際善意ナリシトキハ右ノ外左ノモノ、辨償ヲ受ク

第一 辨償シタル契約費用ノ一分(第千六百三十條第三號)

第二 賣ラレタル物ニ付キ爲ス事有リタル出費ニシテ賣ノ所有者ヨリ辨償セラレサルモノ(第千六百三十四條、第千六百三十五條)

第三 意外ノ事ニ因ルモ物カ得取スル事有リタル増價額(第千六百三十三條)

第四 所有者ノ請求ノ後ニ收取シタル果實ニシテ之ニ返還スル事ヲ要スルモノ(第千六百三十條第二號)

然レトモ買主ハ若シ果實ニ換ヘテ對應スル時期間ノ代價ノ法律

民取十ノ一七四

上ノ利息ヲ受タル事ヲ欲スルトキハ之ヲ請求スル事ヲ得

又善意ノ買主ハ所有者ノ回收ノ訴ニ對スル答辯ノ費用及ヒ擔保

ノ請求ノ費用ノ如キ證明セラレタル其他總テノ損害賠償ヲ普通

法ニ從ヒ請求スル事ヲ得(第千五百九十九條、第千六百三十條

第四號)

(修正案) 第一號「辨償シ」ヲ「買主ノ拂ヒ」ト改ノ「一分」ヲ部分ト改ム

第二號「物ニ付キ」ノ下「買主カ」ノ三字ヲ挿入ス

第三號「カ得取」ヲ「ニタル」ト改ム

(果報報告委員) 「然レトモ買主ハ」ノ一項ハ第四號ノ内ニ入レテ別項トシ度イ之ハ第四號ノ說明シニ過ギナイノヲ御座イマス其レカラ本條ニハ修正ガ御座イマス、笑作サン「然レトモ」ハ第四ノ續キニハナリマセンカ

(箕作委員) 續キニハ出來マスマイ第四ノ内ノ別項ニシタ方ガ宜シイ

(村田委員) 第三ハ「得取」ノ方ガ良イ様ダ

(栗塚報告委員) 其レハ得取ニハ違ヒアリマセンガ「得取ヲ生スル」トシ様ト云フ論ガアリマシタ

(清岡委員) 物ガ取ルト云フノモ分ラヌネ

(栗塚報告委員) 今日迄ノ文例デハ「物ガ得取スル」位ノ事ハアリマシタ

(箕作委員) 註ニハ「物ガ設ケル」トアル

(松岡委員) 西洋語デハ「得取」ガ宜カロウガ日本語デハ「生スル」ガ宜カロウ

(清岡委員) 原譯ニハ「生スル」トアルカラ註ヘ「生スル」ト書イタノダロウ

(松岡委員) 第二デ費澤ノ費用モ取ルノカネ

(栗塚報告委員) 費澤費用ハイケナイ

(村田委員) 物ニ改良デモ加ヘタノダロウ

(栗塚報告委員) 必要ノ費用ト有益ノ費用ハ取レル

(松岡委員) 註デハ三種ノ費用ガ皆取レル様ニナツテ居ルガ其レデハ可笑シイ

(栗塚報告委員) 費澤費用ハ取レヌ併シ増價額ガアレバ取レル事ニシ度イ

(松岡委員) 増價ト云ヘバ有益ト云ハナケレバナラヌ

(尾崎委員) 費澤ノ費用モ取レル様ダ

(栗塚報告委員) 費澤ト云フノハ外ノ人ニ用ハナクテ自分丈ケニ必要ナノガ費澤費用ノ内ヘ籠ノテ行カナケレバナラヌト云テアリ

マス

(松岡委員) 佛蘭西ノ方デハ有益ノ修繕又ハ改良トアル

(尾崎委員) 費澤デモ取ラレルカ

(栗塚報告委員) 眞ノ所有者ニ辨償セラルルモノデ御座イマスカラ費澤品ノトキハ眞ノ所有者ガカラ辨償セラレサルモノデス、賣主カラ是レ丈ケノ物ハ眞ヘルノデス眞ノ所有者ガ又外ニ在ル眞ノ所有者カラハ眞ヘヌガ賣主カラハ眞ヘル

(南部委員) 眞ノ所有者カラ辨償サレナイモノダ

(栗塚報告委員) 費澤品ノ如キハ辨償シマスマイ

(笑作委員) 辨償セラレサルモノト云フノハ二タ通りノ旨意ガアル一ツハ有益ノ費用ト必要ノ費用ハ眞ノ所有者カラ當然返ヘサナケレバナラヌカラ要ラヌ様デアルケレトモ追奪ノ恐レアル前ニアルカラ其トキハ三ツ取返ヘサレル賣主デ眞ノ所有者ニ係テ取返ヘス事ガ出來ル、費澤品丈ケハイケナイ然ラズシテ所有者ガ取返ヘ

ストキハ有益費用ハ別デ費澤費用丈ケハ取レルト云フ意味デス

(松岡委員) 之ハ追奪前ニ來ル事ハ本文ニナクシテ眞ノ所有者カラ辨償セラレサル者ハ賣主ニ向テ取レルト云フ丈ケヲ見テ置ケバ宜カロウ

(南部委員) 事實ヲ見ルトソウ云フ事ニナル

(笑作委員) ドウシテモニツニ見ナケレバナラヌ

(委員長) 前ノハ之デ追奪サレルトキハ

(栗塚報告委員) 費澤費バカリ賣主カラ取レル跡ノニツハ所有者カラ取レル

(清岡委員) 此通りニ書イテ置クト研究シナケレバナラヌ

(松岡委員) 「爲ス事ガアリタル」ト「爲シタル」トハ違ヒマス

カ

(栗塚報告委員) 爲ス事ノ出來ルモノデアツテ然シテ爲シテアツ

タト云フ意旨味デス

(実作委員) 唯爲シタルデモ良イノダガ原文ノ書キ方ハ訖度得ラレタル物ニ付テ賣主ガ出スモノデナイカラ爲シタナラ其出費ヲト云フノデス

(松岡委員) 爲シタル出費ガアルナラバト云フノデスナ、分リマシタ、其レデハ「生スル」トシマスカ

(清岡委員) 第四ノ果實ニ換ヘテト云フノカ

(栗塚報告委員) 請求ノ後返ヘス迄ノ時期間ノ法律上ノ利子ト云フノデ御座イマス

(清岡委員) 之ハ請求後デモ假令バ種ヲ植ヘルニシテモ自分デ仕込ンデ置キタル物ハ請求シテ取ラレル、仕込シタルハ請求前デアルガ入費ガ掛ツテ居ル

(南部委員) 之ハ眞所有者ノ請求デシヨウ

(栗塚報告委員) 誰レカラ取ルカ栗塚ノ賣主カラ取ル

(清岡委員) 貴君ハ請求後ノ事ヲ仰シヤルガ請求前ヨリ仕込シタル物が收獲ニ至ラサル前ニ取ラレル事ガアル

(栗塚報告委員) 收獲シテナケレバ取レマセン、占有ノ所デ御覽ニナツタ通りデス私ガ南部サンニ田地ヲ賣リ米ガ取レタ前ノ所有者ノ松岡サンカラ請求ノナキ前ハ取レタガ菊取テ南部サンガ取ル事ハ出来ヌ、其レカラ先ノモノハ栗塚カラ取レル、其レハ果實デハ取レヌ一旦請求ヲ受クレバ皆松岡サンニヤラナケレバナラヌカラ栗塚ノ方カラ金デ取ル事ガ出来ル

(村田委員) 品物デモ取ル事ガ出来ル

(栗塚報告委員) 果實ニ充テ金ヲ取ル事ガアリ、金ノ代ハリニ法律上ノ利息ヲ取ル事ガ出来ルト云フカラ果實ヲ取ル事ガ出来ヌ

(村田委員) 第四ノ一項デ「果實ニシテ之ニ返還スル事ヲ要スル

モノトアルカラ物ト云フノダ又ハ金デモ宜シイ

(南部委員) 金ト云フノハ代價ノ利息デス

(松岡委員) 所有者ノ請求迄ハ宜シイ、其レカラ後ニ收取シタル果實デ返ヘサナケレバナラヌ取タ物ヲ全ク返ヘスノデハアルマイ、費用ヤ何カチ引去リテ返ヘスモノデ返ヘス物ガ假リニ米一石トスレバー石ヲ眞ノ所有者ニ返ヘセバー石ヲ賣主カラ取りニ來ル一石ノ代金ニ法律上ノ利息ガ取レル

(南部委員) ソウナル

(果報報告委員) 果實ヲ返ヘセバ其レノ償金ヲ取ル代リニ利息ヲ取ル事ガ出來ル、地面ヲ買タ法律上ノ利息ヲ取ル事ガ出來ル

(笑作委員) 然レトモ以下ハ地面ヲ買ヒタル買入レ代價ヲ取ル

(委員長) 其レナラ能ク分ル

(笑作委員) 正面ハ果實ノ代價ヲ取ル然レトモ以下ハ地面ノ代價

ノ利息ヲ取ル

(清岡委員) 其レナラ對應スル時期間ノ代價ダカラ買タトキカラノ請求ヲ取ラヌ事ニナロウ

(笑作委員) 請求ノ後ノ代價デス

(清岡委員) 假令バ春ハ植付テシテ夏ハ蒔リ取ラントスルトスル前ニ取ラレテ仕舞フト其間ノ一ト月位ノ代價ハ拂ハナイ

(南部委員) 仕込ダノハ損害賠償デス之ハ「賣買ノ代價」ト云テハ如何デス

(果報報告委員) 「賣買ノ代價」ガ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 「時期間賣買代價ノ」トスレバ宜シイ

(果報報告委員) 若シ御分リニナラナケレバ「賣買」ト云フ字チ入レルノデス

(笑作委員) 「若シ果實ニ換ヘテ賣買代價ノ右ニ對應スル時期間

ノ法律上ノ利息チ」トシテハ如何デス

(尾崎委員) 其レガ宜カロウ

(南部委員) 宜シカロウ

(笑作委員) 原案デ分リ悪イノハ時期間ノ賣買代價ト云フノガ可笑シイト云フ御説デ御座イマス

(委員長) 換ヘル妙ハナイ

(栗塚報告委員) 「若シ右ニ對應スル時期間ノ賣買代價ノ法律上ノ果實ヲ其果實ニ換ヘテ受タル事ヲ欲スルトキハ」デ如何デス

(南部委員) 矢張り時期間ノ賣買代價ニナル

(栗塚報告委員) 「然レトモ買主カ若シ右ニ對應スル時期間ノ法律上ノ利息ヲ果實ニ換ヘテ受タルトキハ」トナスツタラ果實ノ利息デナイ事ガ御分リニナリマシヨウ

(松岡委員) 唯代價ト云フテハ分ラヌ

(村田委員) 「對應スル」ノ上ニ「右ニ」ト云フ字チ入レタラ宜

カロウ

(委員長) 「買主ハ右ニ對應スル時期間ノ賣買代價ノ法律上ノ利息ヲ果實ニ換ヘテ受タル事ヲ欲スルトキハ之ヲ請求スル事ヲ得」デ宜シカロウ

(笑作委員) 「果實ニ換ヘテ」ト云フ事ハ先キヘ云ヒ度イデス、「右ノ」文ケチ入レタラ宜シウ御座イマシヨウ、而シテ「賣買代價」トシタラ宜カロウ

(委員長) 其レデ宜シイ

(清岡委員) 詰リ此項ハ何ノ爲ノニ置タカ要ラヌデハナイカ、一万圓ノモノナレバ一ヶ月デモ利息ガ何十圓トナル收獲シタル果實ガ僅カナルトキモアレバ不權衡ノ話シデハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 勿論分ラヌトキハ法律上ノ收取シタル果實ハ抑

何かト云フニ賣買代價ノ利子デハナイカ、家ヲ買テ賃貸スルトカ、田地ヲ買テ物ヲ收穫スルノハ金ヲ持テ居ル利息ゾヨト云フノカ本体デ收取シタル果實ハ金ノ利息トナリ田地ナレバ果實トナリ家ナレバ家賃トナル

(清岡委員) 果實ノ代價ト賣買代價ノ法律上ノ代價ト約合ヘバ格別ナレトモ之ハ中々約合ハヌ

(委員長) 果實ト不相當デハイケナイ

(清岡委員) 一万圓ノ地所デモ荒地ナレバ僅カナル收穫外ナイ又思ヒノ外收穫ノアルモノモアル、將來ノ事ハ目的トシテ買ウ物ハ現今少シモ收穫ノナキモノガアル

(果報報告委員) 其人ハ二項ヲ用ヒマスマイ

(清岡委員) 勝手ニ出來ル事ニセストモ損害ハ償ヒテ求ノル事ガ出來ルシ果實ヲ返還スレバ返還シタル物丈ケテ受ケルカラ第四ノ

ノ本文ノミデ充分ダ其レヘ之ヲ付ケルハ餘計ナ心配デアリマス

(果報報告委員) 收受シタ果實ハ地面ヲ買テ金ヲ預ケタト同ジ事ダト云フ話シデスカラ

(清岡委員) 果實ハ利息ノ辨償ヲ受ケサヘスレバ宜シイ原價ニ利息ヲ付ケテ拂ヘト云フ事モ出來ルト云フノハ餘計ナ話シダ

(果報報告委員) 事柄ガ分レバ容易ナル事デス、金ノ利息ヲ取ル事モ出來、果實ヲ取ル事モ出來ル果實ヲ取ル代ハリニ賣買代價ノ利息ヲ貰フ事モ出來ルト云フノダカラ分ル事デ御座イマス

(清岡委員) 賣買代價ハ眞所有者ガ出テ來レバ何時取ラレルカ知レヌ之ハ收取ノ事ガ書イテアル因ノ方ハ右ニ對應スル時期間ダカラ定マリガ付イテ居ル、左様ナル場合ニハ物ヲ所有者ニ取ラレタ以上ハ返還ヲ受ケナケレバナラヌ返還ヲ受ケサルトキハ相當ノ利息ヲ取ラナケレバナラヌ

(果報報告委員) 凡ソ世ノ中ノ米ニモセヨ麥ニモセヨ豆ニモセヨ家賃ニモセヨ金ノ利息ニ相當シタ物デ御座イマス而シテ收取シタル果實デモ法律上ノ利息年六朱チ與ヘレバ果實ガ幾ラデアツタト云フ勘定モ何モセズシテ利息デ取ル便法チ與ヘタノデ御座イマス

(清岡委員) 辨濟チ受ケル者ヨリハ果實ヨリ代價ノ利息ノ方ガ宜シイト云フ事ニナリ利息チ取ルト云フ事ニナル、其レハ果實サヘ辨償シテ賣ヘバ澤山ダトシテ價ケバ宜カロウ

(松岡委員) 其レデ宜カロウ佛蘭西ニモ果實ト云テアル様ダ、酌リ擇一ニセサル積リダガ是レ丈ケハ取戻サレルト云フノガ宜イ様ダ

(果報報告委員) 止ノ様ト云フ理由ガアレバ服シマヌガ

(清岡委員) 物チ返ヘス以上ハ直グニ代金チ戻ス事モアルシ法律上ノ利息ハ空ナモノニナル、之ハ即今返ヘス事ハ出來ヌ約定書文

チ書タカラ三月後ニシテ戻レト云フトキハ貸借證ニモ變スル事モアル隨分錯雜スル、其レデモ法律上ノ利息チ戻レト云ヘバニツニナツテ來ル

(果報報告委員) 要スルニ法律ガ精密ニ過グルトノ議論ニ過ギマセン

(清岡委員) 却テ實際上不都合チ生ズル

(村田委員) 併シ權利者ノ爲ノニ成ルベク自由チ廣クシテヤルガ宜シイ

(果報報告委員) 其レハ水掛ケ論ニナル

(松岡委員) 果實チ取テ黙ツテ居レバ賣主ニ何トモ云テ來ナイダロウ、眞ノ所有者ガ出テ來タ時分ニ果實チ返ヘス其現場ノ物チ渡セバ少ナイカ知レヌ、其レチ幸ヒニシテ元ト代價ノ利息チ請求スル様ニナル

(栗塚報告委員) 買主が家ヲ買タケレドモ品物が取レヌカラ金ハ返ヘシテ呉レト云フ事ガ云ヘルソウスルト其金ノ今迄ノ利息ハ私ヘ返ヘシテ下サイト云フ事モ云ヘル筈デス土地ヲ持テ居タカラ金ヲ拂ツタ土地返ヘスニ付テハ金ヲ返ヘシテ下サイト云フ事ガ云ヘル利息モ下サイト云フ事ハ云ヘナイ何ゼ云ヘナイカト云フニ收穫ガアツタラ利子ト收穫ト云フモノハ對シテ居ル其處ガ元トナノデス、土地ハ御返ヘシ申シマスカラ金ヲ御返ヘシ下サイ金ニハ利子ガアルカラ御返ヘシナサイト云フト向ウデ果實ヲ返ヘセト云フカラ同ジニナル

(松岡委員) 此時期ハ三ヶ月モアレバ五半年モアル處デ甘ンジテ居ル收穫ハ多クモ少ナクモ利子ヲ呉レト云フ事ハ云ヘナイ

(栗塚報告委員) 其レハ云ヘナイソレカラ後ハ返ヘサナケレバナラヌ返ヘシタ物ヲ金デ買ウカ或ハ利息丈ケテ買フカト云フノデス

民取十ノ一八二

(松岡委員) 其レハ餘計ナ話シダ收穫ガアツタノニ無カツタモノト見テ利息ヲ取ルト云フノハ可笑シイ

(清岡委員) 理窟ハ釣合ウト思フケレトモ收穫シタ物ト賣買代價ノ法律上ノ利息トハ合ハヌト思フ、之ヲ探ムトキニナルト買主ノ方デハ良イ方ヲ選ム實際上混雜チ生スルカラ是レ等ハ相對ニシテ辨價ノ場合ニ於テ法律上ノ利息ヲ取テ呉レト云フトキハ其レデモ良シ都合ニ依テ如何様ニモスルガ宜シイ第四ノ方デ定マリテ付ケテ置キサヘスレバ宜シイ

(箕作委員) 私ハ原案デ宜シイ擔保ガ損チ掛ケテハナラヌカラ善意ノ買主ナレバ奇麗ニシテ仕舞ハナケレバナラヌ擅テ取返ヘサレテ何レガ宜カロウト云フ事ヲ考ヘテ果實バカリデハ損ガ立ツカラ法律上ノ利子ハ果實ト同ジニ見テアルカラ其ノ方ヲ認ノルニハ損害ガナイト見タトキハ探シニ任カセルノハ差支ナイ、混雜ガ起ル

ト云テモキチント定マツテ居ルカラ勘定モ容易ニ出來ル買主ノ方ニ權利ヲ任カセルカ相當ト思フ

(清岡委員) 損ヲサセヌ様ニシヨウト思ヘバ果實ノ辨償ノ事ハ第一ニシテ總テ損失ノ立テヌ様ニセント云フ事ニシナケレバナラヌ

(栗塚報告委員) 其レヲ細カク云フト備様ニナル

(尾崎委員) 買主ニ餘計ナ權利ヲ與ヘテ損得ノナイニシタ處ガ果實ヲ取テ自分ニ要求ヲ爲ソウト思フカラ果實ヲ返ヘサヌ事ニシテ法律上ノ利息ヲ求メテ満足スルナレバ其レデ宜シイ何モ害ハナイ第四ハ自分ノ實際費シタ物丈ケガ取レル事ニナル

(笑作委員) 果實ヲ法律上ノ利息ト同様ニ見ナイト云ヘバ備様ナ事ハ云ヘナイガ初ノニ同ジダト云フ事ガ立テアルカラ同ジ性質ノ物デアリナガラ差異ガアルカラ選ミチ與ヘル

(松岡委員) 差異ハアルガ是レノミニ限リテ代價ノ利息ヲ取ル必

要ハ何ノ爲ノダロウ

(笑作委員) 唯買主ノ利益ヲ計ルバカリノ事ダロウト思フ

(栗塚報告委員) 第四デ御許シニナレバ次ノ項ハドウシテモ許サナケレバナラヌ、何ゼ返ヘスカト云フニ土地ノ利息ダ果實ト名付クル處ノ法律上ノ利息ダカラ返ヘサナケレバナラヌ其レヲ返ヘス代ハリニ金ノ利息ヲ返ヘシテモ宜シイデハナイカト云フ事丈ケデス

(松岡委員) 其レナラ土地ノ利息丈ケデ宜シイ

(栗塚報告委員) 論據ヲ圖メテ其處迄ニ枝ハ喚カセルゾヨ二本ノ枝モ喚カセル以上ハ今一本喚カセテモ宜シイ、金ノ利息ニシテモ宜シイゾヨト云フノデ運賃側シト仰シヤレバ仕方ガナイガ運賃ニハ合テ居ルト思フ

(委員長) 實際三人居ターノ所有者ガ何モ知ラシテ居ル、一ノ賣

主ハ故意デヤツタカ知レヌガ買主ガ善意デヤツタトキ買主ハ土地
ヲ買テアリマスカラ植ヘ物デモ仕様ト思テ居タ處ガ新ノ所有者ニ
取上グラレタトキハ失望デスネ、ソウシタトキニ買主タル者ノ迷
惑ガ甚シイカラ其處ニ植ヘタ物モ仕様ケタ仕事モ止メテ新所有者
ニ戻シテヤラナケレバナラヌ工事ヤ何かチ仕様ケテ居ルトキ新所
有者ガ取テ何モ役ニ立タヌモノガアルカ知レヌ、其レナラ買主ガ
其レヲ取ルト云テモ取り様ガナイ、ソウ云フトキハ金デヤツタ方
ガ双方ノ便利カ知レヌ、ソウナレバ買主ヲ保護スル精神デアル以
上ハ眞ニ故意ニアラズシテヤツタモノナレバ買主ノ保護ニナル様
ニ何レデモ採ミタル方ガ便利デハナイカ

(尾崎委員) 此田地ヲ以テ後來ノ事ヲ計ツテ居ル物ヲ取上グラレ
テ仕様フノハ失望ダカラ果實ヲ返還シテ代價ヲ求ムルヨリハ原價
ノ利息ヲ得ル方ガ買主ヘ權利ヲ餘計ニ與ヘテアルモノト見レバ宜

シイ

(松岡委員) ソウ云フ譯デハナイ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一 買主ノ拂ヒタル契約費用ノ部分

第二 賣ラレタル物ニ付キ買主カ爲ス事有リタル出費ニシ
テ眞ノ所有者ヨリ辨償セラレサルモノ

第三 意外ノ事ニ因ルモ物ニ生スル事有リタル増價額

第四 所有者ノ請求ノ後ニ收取シタル果實ニシテ之ヲ返還
スル事ヲ要スルモノ

然レトモ買主ハ若シ果實ニ換ヘテ右ニ對應スル時期間ノ賣
買代價ノ法律上ノ利息ヲ受クル事ヲ欲スルトキハ之ヲ請求
スル事ヲ得

此他ハ原案ニ決ス

○第六百九十六條朗讀ス

第六百九十六條 若シ賣主カ契約ノ當時ニ於テ善意ナリシトキハ
賣主ハ第四百五條ニ從ヒ正當ニ豫見スル事ヲ得タル限度内ニア
ラサレハ前條ノ第二號並ニ第三號及ヒ本項ニ定メタル賠償ヲ負
擔セス

(松岡委員) 惡意ヲ買ツタト云フ事ハ買主カラ證明シナケレバナ
ラヌ

(南部委員) 其レハ無論デス

(委員長) 「豫見スルヲ得タル」ハ宜シイカ

(栗塚報告委員) 豫見スル事ノ出來ルデス

(委員長) 「豫見スヘキ」トカ「豫見スル事ヲ得ヘキトキ」デハ
ナイカ

民取十ノ一八五

(南部委員) 之ハ跡ニアルカラ「得タル」ダロウ

(笑作委員) 得タ筈デアリシト云フノデス

(南部委員) 「得ヘカリシ」ト云フノダ

(委員長) 「得ヘカリシ」ト云フ方ガ分リ易イ

(笑作委員) 「得ヘカリシ」デモ差支アリマセン

(委員長) 其レデハ「得ベカリシ」トシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

「得タル」ヲ「得ヘカリシ」ト改ム

○第六百九十七條朗讀ス

第六百九十七條 若シ善意ノ賣主カ契約ノ後物ノ他人ニ屬スル事
ヲ發見シタルトキハ賣主ハ其物ノ引渡ノ請求ヲ受タルニ當リ買
主ヨリ代價ノ辨濟ヲ提供スト雖モ其賣買ノ無効ヲ對抗シ且抗辯
ノ方法ニ依リ擔保ノ定メ方ヲ裁決セシムル事ヲ得但買主カ追奪

ノ場合ニ於ケル總テノ求償權ヲ拋棄スル旨ヲ明確ニ陳述シタル
トキハ此限ニ在ラス

(松岡委員) 悪意ノ人ハイケヌカネ

(南部委員) 悪意ハイケナイ

(松岡委員) 善意ノ人デアレバ賣リタル後ニ發見シタトキ、彼ハ
イケナイト云フノガ無功ノ原因ダト云フノダ、ソウスレバ悪意ノ
人デモ云ヘソウナモノダ

(栗塚報告委員) 悪意ナラ初ノカラ知テ居ルノダカラ

(村田委員) 出来ソウナモノダ

(松岡委員) 佛蘭西デハ買主デナケレバ此無功ハ云ハレヌト云テ
居ル

(笑作委員) 悪意ノトキハ賣買ノ無功ヲ對抗スル事ガ出来ルガ、
抗辯ノ方法ニ因リ擔保ノ定メ方ニ因リ裁決セシムル事ハ出来ナイ

ダロウ

(松岡委員) 兩方トモ出来ナイ

(南部委員) 眞ノ所有者ニ返還スルノ意思ガナイト云テ居ル

(委員長) 善意ノ賣主デモカ

(南部委員) 悪意ノ賣主デス

(委員長) 賣買ノ無功ヲ對抗スルト云フノハ悪意デヤルノカ

(松岡委員) 法文ニハ何モ禁ジテナイ唯善意ト書イテアレバ商ヒ
ガ出来ヌト云フノダロウ、前ノ方デハ善意ノ賣主ノ擔保ニナルニ
モ拘ハラズ本体無功トシテアル

(南部委員) 買主ト賣主ト違ヒ買主ハ其品物ヲ元ヘ戻スカラ一方
ハ賣主ガ其レヲ取テ又他ヘ賣ルカ知レヌ

(松岡委員) 再ビスルカラ今セヌト引戻ソウトシテモソレハサセ
ヌト云フ事ハナイ

(清岡委員) 監視付キニシテ置クカ

(笑作委員) 註ノ百九十四ニ悪意ノ賣主ニハドウシテモ權ヲ與ヘナイトアル

(清岡委員) 一度仕掛ケレバヤツテ仕舞ハナケレバナラヌト云フノト同ジダ

(南部委員) 六百七十九條ニモ然レトモ此無功ハ買主力賣買ノ際其物ノ他人ニ屬スル事ヲ知ラサルトキニアラサレバ賣主ヨリ之ヲ授囑スル事ヲ得トアル此原則カラ來タノデス

(笑作委員) 「ボアソナード」ノ理由ハ澤山書イテアルケレトモ何デモ賣主ハ擔保ノ義務ガアルニ自分ノ方カラ事ヲ辦ハシテ行ク事ハ出來ヌト云フ據ナ理由ダ

(松岡委員) 返賣ハ通りマセン

(笑作委員) 無功ヲ對抗スル丈ケハ出來ソウナモノデス

(栗塚報告委員) 併シ善意ト區別ガ付カヌ事ニナリマス

(松岡委員) 區別ガ付カズトモ宜シイ、其レナラ何ゼ賣主ガ知ラズシテ買主ガ知りタルハ無功ヲ向ケ付ケタカ

(南部委員) 賣主ノ悪意ニナツタ場合ニ無功ヲ生ズルト云フ事ハ出來ナイ

(松岡委員) 其レハ云ヘヌ事ハナイ、悪ルイ事ヲ改正シ據ト云フノヲ法律ガ禁ズル體ハナイ

(栗塚報告委員) 改正スルノデナイ擔保ノ義務ヲ負ヒナガラ何時其義務ノ源ヲ無クシテ仕舞フト云フノデスカラ

(松岡委員) 奪ハレタルトキハ取返ヘスヨリ外ニ仕方ガナイ後ニナレバ今買主人モ賠償ヲ受ケル自分モ賠償ヲ澤山受ケルノハ免カレヌ

(南部委員) 自分ガ知りツツ賣テ又其レヲ取返ヘシテ顛倒スル事

ハ出来ナイ

(松岡委員) 其レガ他日大キクナツタ時分ニ斷イ目ニ達ハセテヤ
ル

(南部委員) 賣主ハ物ヲ引渡ス義務ガアリ所有權ヲ移ス義務ガア
ル此義務ハ賣主ガ持テ居ル其賣買ノ原案ヲ他人ノ物ダト云フ事ヲ
知リツツ悪ルイ事ヲシテ自分ノ方ヲ取消シテ品物ヲ又此方ヘ取テ
仕舞フ、其レハドウシテモ出来ヌ

(栗原報告委員) 之ヲ貴君ニ賣ルトキハ何處カラモ取リニ来ナイ
ト云テ自分デ貴君ノ所ヘ取リニ行ケバ困ルデハナイカ、貴君ノ家
ハ焼ケマセント云テ自分デ火ヲ放テハ困ル

(松岡委員) 實ハ誰カラモ取ラレヌト云フタノハ其レハ大變ナ間
違イデス其レハ云ヘル、一方ノ理窟ニ依テ何處迄モ引渡シノ義務
ガアルトカ擔保ノ義務ガアルトカ云フガ之ハ眞直ニ義務ノ生シタ

話シダ

(南部委員) 賣主モ買主モ同ジ事ダト賣ル者ハ一概ノ話シデ賣買
ハ賣主ノ義務ノ方ガ重イ

(尾崎委員) 縱令悪意デモ善意デモ他人ノ物ナラ無功ダ

(南部委員) 其レヲ取消ス上ニ於テモ銷除ノ訴權ハ無効デス或ハ
幼者ノ方カラ取消ストカ或ハ虧缺ヲ蒙リタル者ノ方カラ取消ス事
ガアル、其レヲ無功ダカラ取消スト云フ事ハ良クナイ

(尾崎委員) 一度悪意ヲスレバ悪意ヲ遂ケサセルト云フ事ハナイ
(笑作委員) 無功ヲ云ハントシテモ取消ス法ガナイカラ賣主ニハ

擔保者ガ自分ガ擔保スル現況ヲ自分カラ打壞ハス事ハ出来ヌト云
フ原則ヲ引出シテ来タト説イテアリマス、註ニモ一度ヤリ掛ケタ
カラト云テ非ヲ遂ゲサセルノハ宜シクナイト云フ論ガアルガ其様
ナ事ヲ云テモ仕方ガナイ

(清岡委員) 氣ノ毒デアツタガ彼ハ人ノ物ダカラ勸解シテ呉レト云フ事ノ云ヘヌ事ハナイ

(栗塚報告委員) 善意ノ賣主ハ箇様ダト云フ事

(松岡委員) 其レガドウデス

(栗塚報告委員) 悪意ノ賣主ハ前ニ起定シテアルカラ彼レヘ謝ル

(南部委員) 松岡サンノ御説ハ先刻ノ説トハ違ウナ

(松岡委員) 其レハ棄テル

(南部委員) 本條ハ此儘ニシテ食事ヲシテハ如何デス

(村田委員) 其ウスルト六百七十九條ノ論ガ出來ル

(委員長) 「裁決セシムル」ハ之デ宜シイカ

(松岡委員) 「宣告セシムル」ト同ジ事デス

(尾崎委員) 之ハ「ボアソナード」ニ關イタラ直スカ知レヌ

本條ハ原案ニ決ス

于時午後零時二十分休憩

午後第一時三十分開議

(南部委員) 六百七十九條ハ後チニ願ヒマス

○第六百九十八條朗讀ス

第六百九十八條 若シ引渡ノ後ニ至リ右ノ發見アリタルトキハ賣主ハ即時ニ擔保訴權ヲ行フ事ニ付キ又ハ已レト共ニ立會タル上

第六百九十五條ニ從ヒ現ニ負擔セラレタル賠償額ヲ證明セシムル事ニ付キ買主ヲ遲滯ニ付スル事ヲ得

此終ノ場合ニ於テ賣主ハ賣物提供ノ後其受取リタル代價ト共ニ右ノ評價額ヲ供託スルトキハ如何ナル時期ニ於テ擔保ノ訴アルモ總テ他ノ責任ヲ免カル

供託シタル金額ヲ引取ルノ權利ヲ第五百條ノ明文ニ從ヒテ行用シタル賣主ハ再ビ本條ノ利益ヲ利唱スル事ヲ得ス

(果報報告委員) 二項ハ「評價額ヲ賣物提供ノ後供託スルトキハトナリマス

(実作委員) 其方ガ宜シイ

(松岡委員) 「己レ」ト云フ字ハ入ラヌ「滞滞ニ付スル」ト云フノガ即時カ「行フ」ガ即時カ

(果報報告委員) 「賣主ハ買主ヲ滞滞ニ付スル事ヲ得」其レハドウ云フ事カト云フト即時ニ断權ヲ行フカ又ハ賠償額ヲ證明セシムル事ニ付テハト云フ事ヲ御座リマス

(清岡委員) 滞滞ニ付スト云フノハ

(果報報告委員) 左様ニシナサラヌカト云フテ申込ヲ受ケタレバ是非之ヲシナケレバナラヌノデス若シシナケレバ罰金ガ起ル

(清岡委員) 立會ツタ上デ滞滞ニ付スルト云フノハ

(果報報告委員) 立會ツテ賠償額ヲ證明セシムルカ又ハ擔保斷權

ヲ行フカト云フ事ヲ申込ンデ返答ヲ取ルゾヨ

(尾崎委員) 無功モ立會モセヌ擔保斷權モ行ナハナケレバ此方ハ賣ヲ免カレル

(清岡委員) 右ノ評價額ト云フノハ何レヲ云ヒマス

(松岡委員) 上ノ評價額ダ

(実作委員) 次キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

此終リノ場合ニ於テ賣主ハ其受取リタル代價ト共ニ右ノ評價額ヲ賣物提供ノ後提供託スルトキハ如何ナル時期ニ於テ擔保ノ断アルモ總テ他ノ責任ヲ免カル

○第六百九十九條朗讀ス

第六百九十九條 若シ他人ノ物ノ賣主カ日後其賣ラレタル物ノ所有者ト爲リタルトキハ賣主ハ何時ニテモ擔保斷權ヲ行フト證明

セラレタル賠償ヲ以テ賣買ヲ確認スルトノ中一ヲ擇ムヘキ事ニ付キ買主ニ催告ヲ爲ス事ヲ得

右同一ノ權利ハ他人ノ物ノ賣主ノ相續人ト爲リタル處ノ所有者及ヒ其所有者並ニ賣主ニ相續シタル者ニ屬ス

(修正案)

第一項 「賣ラレタル」ノ五字ヲ刪ル

第二項左ノ如ク修正ス

右同一ノ權利ハ他人ノ物ノ賣主ノ相續人ト爲リタル處ノ所有者ニ屬シ又其所有者ト賣主トニ相續シタル者ニ屬ス

(果報報告委員) 修正ガアリマス

(実作委員) 修正ノ方ガ分リマスネ

(松岡委員) 二ノ物ヲ併セテハ

(果報報告委員) 二ヲ併セテ相續シタトキ、假令バ私ガ所有者ニ

ナルカ、貴君ガ所有者ニナツテ貴君ノ賣主ノ南部サンニ私ガ相續シタ場合デス

(実作委員) 混同ヲ見タ様ニナリマスネ

(南部委員) 「一項モ擔保訴權ヲ行フ」トノ下ニ句讀ヲ切ラヌト

分ラヌ

(実作委員) 此條ハ非常ナ場合デス

(清岡委員) 所有者ト賣主ト兼テ以テ相續スルノデスカ

(果報報告委員) 左様デス

(実作委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第七百條朗讀ス

第七百條 若シ賣ラレタル物ガ分割シタル部分ニ付キ完全ノ所有權又ハ虛有權ニテ第三者ニ屬スル場合ニ於テ買主カ右ノ部分ハ

之ヲ得取スルヲ得サル事ヲ知レハ其物ヲ買ハサルヘキ程其本性
又ハ廣狹ニ因リ有益ナル事ヲ證スルトキハ全部追奪ノ場合ニ付
キ記載シタル如ク損害賠償ヲ得テ契約ノ銷除ヲ得ル事ヲ得（第
千六百三十六條）

若シ買主カ契約ノ銷除ヲ宣告セシメサルトキハ其受ケタル直接
ニシテ且現在ナル損失ノ限度ニ於テ賠償ヲ受ク（第一千六百三十
七條）

（修正案） 第一項「物カ分割シタル部分ニ付キ」ヲ「物ノ
分別ノ部分カ」ト改ム

（果報報告委員） 報告委員中デ簡様ナ修正ヲ出シテ與レト云フ説
ガ御座イマシタ「賣ラレタル物ノ分別ノ部分カ」トシタイト云フ
事デ御座イマシタ、之ハ幾ラモアツテ此處ニ限ツテ簡様ナ修正ハ
入ラスト云フ説モアリマシタガ次ノ條ニ若シ不分ノ部分ガ第三者

民取十ノ一九二

ニ屬スルトアリマスカラ困ルト云フ説デアリマシタ

（松岡委員） 其方ガ良イカモ知レン

（実作委員） 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第七百一條朗讀ス

第七百一條 若シ不分ノ部分カ第三者ニ屬スルトキハ其部分ノ重
要如何ニ拘ハラズ買主ハ損害賠償ヲ得テ契約ヲ銷除スルノ權利
ヲ有ス

若シ買主カ契約ヲ銷除セシメサルトキハ物ノ價格カ減少シタル
トキト雖モ買主ハ常ニ其得取代價ト契約費用トノ右ノ部分ニ對
應スルニ分チ回收シ又物ニ増價アルトキハ其損害賠償ヲ受ク

（松岡委員） 直ガ上ツタ時分ニ三分一取ラレ損チスル事ニナレバ
元トノ人カラ取戻スノデスカ

(箕作委員) 近傍へ鐵道ノ停車場ガ出來タノモアリマシヨウ

(松岡委員) 東京ノ地面ヲ持テ居テ十七、八年モ經ト賣タ者ガ大變取ラレル様ニナル

(箕作委員) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第七百二條朗讀ス

第七百二條 賣ラレタル土地ニ屬スルモノトシテ契約中ニ述ヘタル働方地役ノ追索アリタルトキ或ハ人爲チ以テ設定シ契約中ニ述ヘサル受方地役、財産ノ一分又ハ全部ニ存スル用收權若クハ賃借權ニ關シテ第三者ノ要求アリタルトキハ第七百條ノ條例ヲ適用ス但全部ニ存スル用收權又ハ賃借權ニ關スルトキハ其經過スヘキ殘餘時期カ建物ニ付テハ一年又土地ニ付テハ二個年ヲ超過セサルトキニ限ル(第一千六百三十八條)

民取十ノ一九三

全部ノ用收權又ハ賣ラレタル財産ノ全部ニ付キ存スル賃借權ニシテ其繼續時期カ建物ニ付テハ一年又土地ニ付テハ二個年ヲ超過スヘキニ關シテハ買主ハ自己ノ爲メ殘ル所ノ權利ノ不充分ナルヲ證スル事ヲ要セスシテ第七百一條ニ從ヒ賣買ヲ銷除セシムル事ヲ得

(修正案) 第一項「或ハ」ノ下「又ハ」迄ヲ左ノ如ク修正ス

人爲チ以テ設定シタル受方地役ニシテ契約中ニ述ヘサルモノニ關シ又ハ財産ノ一分若クハ

(渠報報告委員) 「超過スベキモノニ關シテハ」ト云フノテ寫字ガ落シタノテ御座イマシヨウ此條ニハ修正ガ御座イマス「或ハ人爲チ以テ設定シタル受方地役ニシテ契約中ニ述ヘサル者ニ關シ又ハ財産ノ一部若クハ全部ニ」トヤリマシタ